

横浜市

長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区

道路特定事業計画

2025年10月

横浜市緑区
横浜市都筑区
横浜市道路局

横浜市
長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区
道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	6
5. 整備方針	6
6. 整備計画	8
(1) 長津田駅周辺地区	
(2) 中山駅周辺地区	
(3) 鴨居駅周辺地区	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	109

1. はじめに

横浜市では、平成 18 年 12 月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

緑区では、平成 28 年度に十日市場駅周辺地区においてバリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。また、長津田駅、中山駅、鴨居駅の 3 駅周辺地区を新規重点整備地区とする新たな基本構想の検討を進め、令和 5 年 11 月に「緑区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

(1) バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の 2 つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

■重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村ではバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとされています。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から 5 年後または 10 年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

緑区バリアフリー基本構想では、長津田駅、中山駅、鴨居駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のことです。

主として、

- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- (2) その施設へ至るまで、長津田駅(JR・東急)、中山駅(JR・地下鉄)、鴨居駅から徒歩圏内(概ね500m~1km圏内)であること。

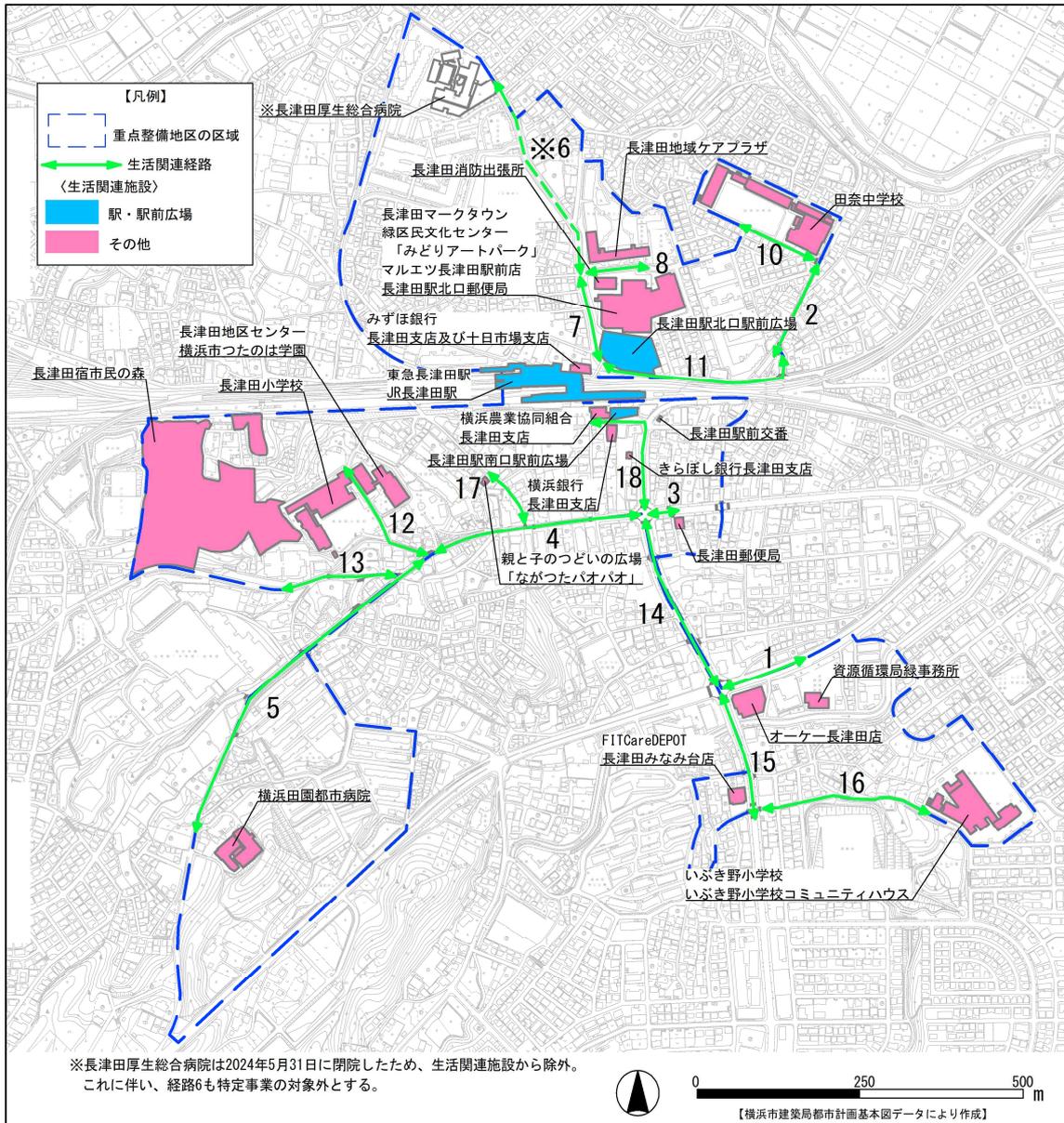
という条件を満たす施設です。

■生活関連経路とは

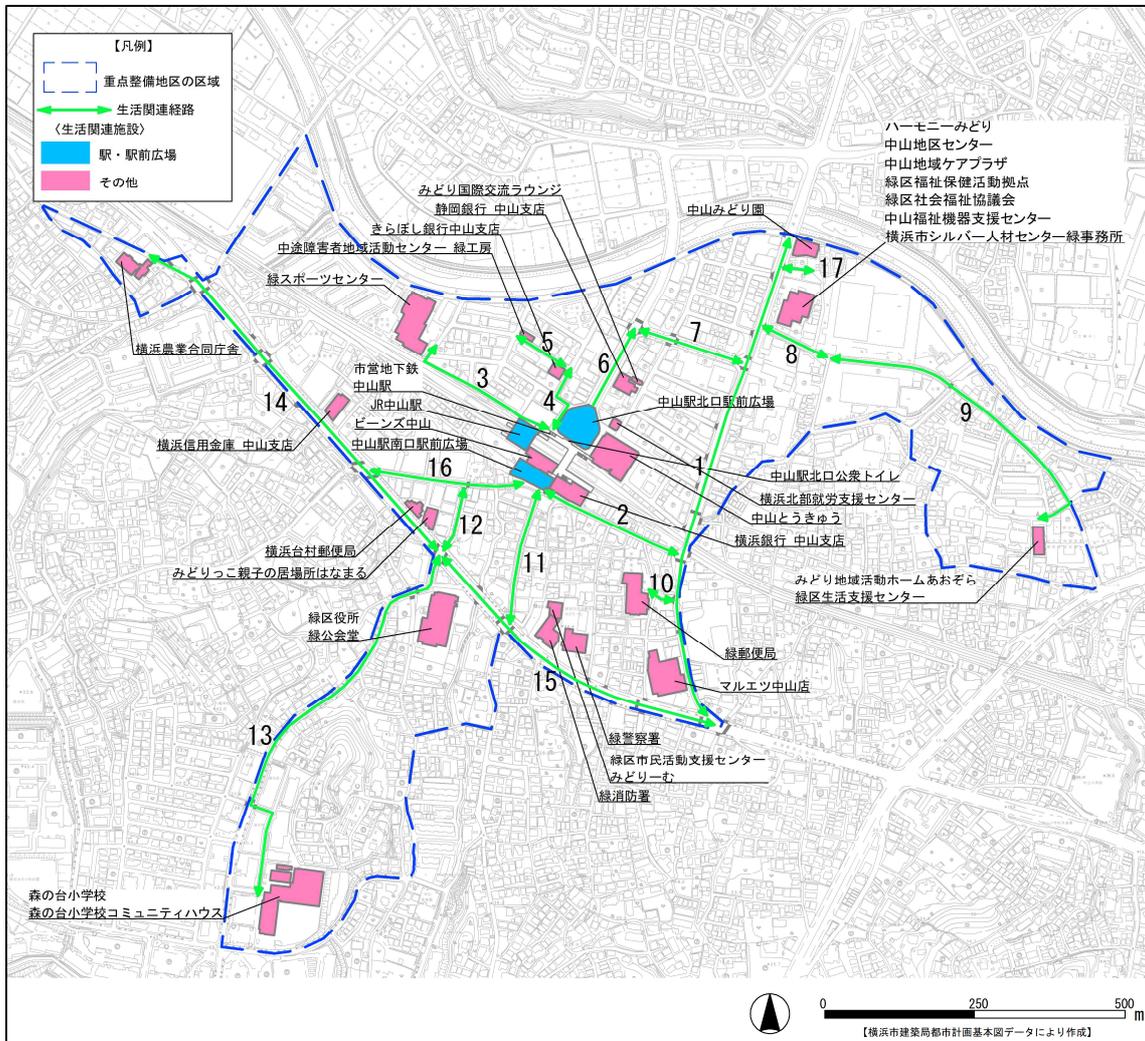
生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、地区内の歩行者の主要な動線、現状の歩道の状況などを参考に、特にバリアフリー化する必要が高い経路です。

重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

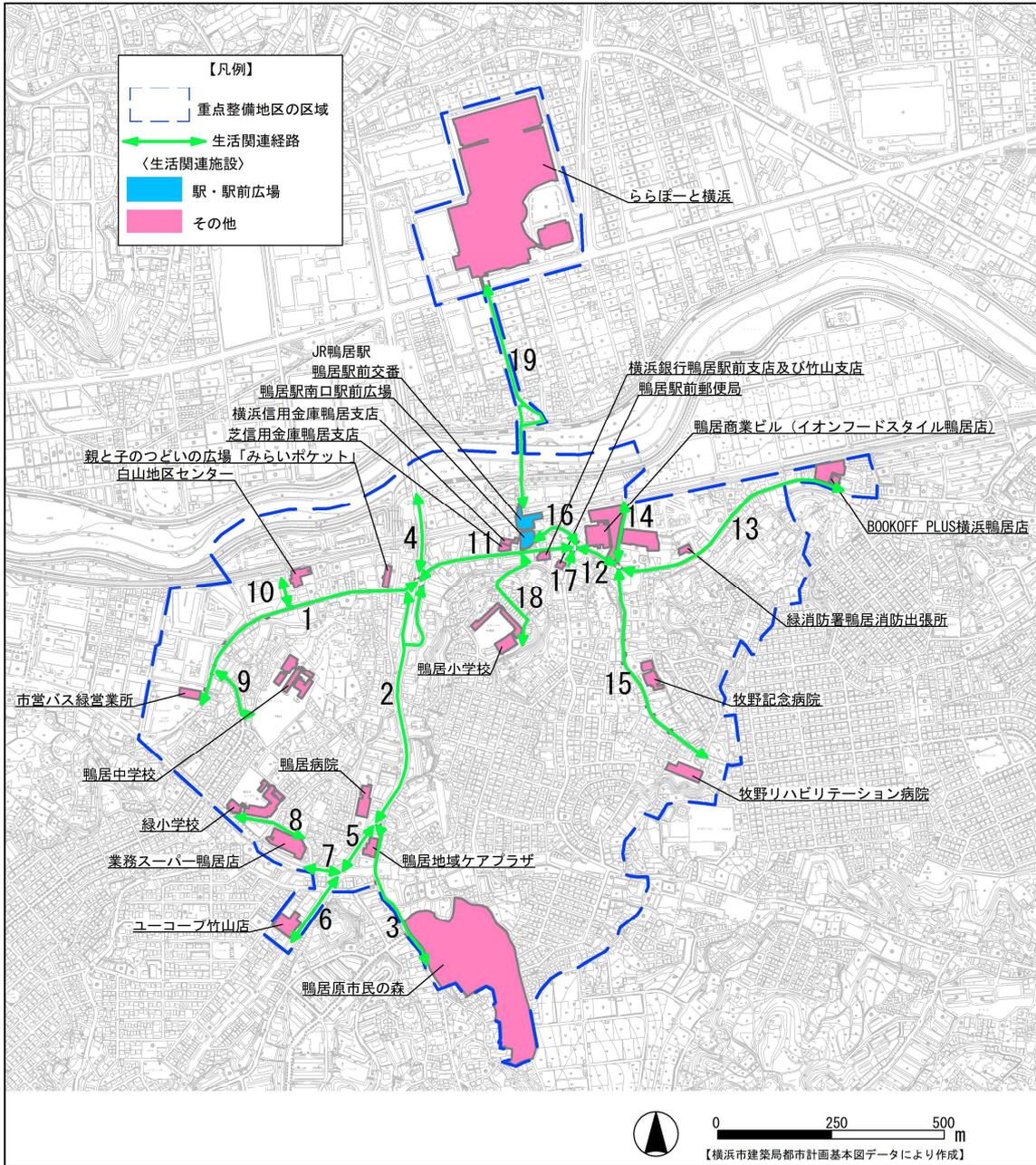
【長津田駅周辺地区】



【中山駅周辺地区】



【鴨居駅周辺地区】



4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、令和 10 年度(2028 年度)または令和 15 年度(2033 年度)までを目標に整備を実施します。ただし、実施予定時期を明確にできない事業や実現が長期化すると考えられる事業については、今後機会を捉えて整備を検討します。

(2) 整備レベルの設定

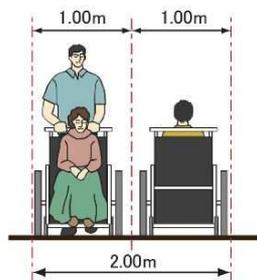
地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

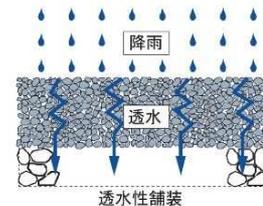
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



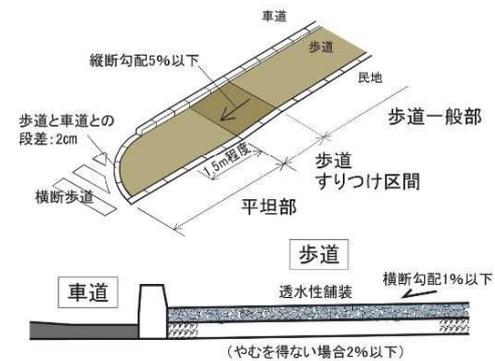
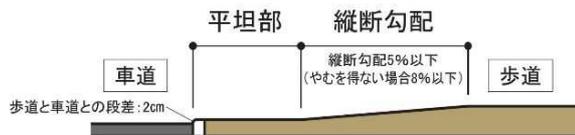
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。

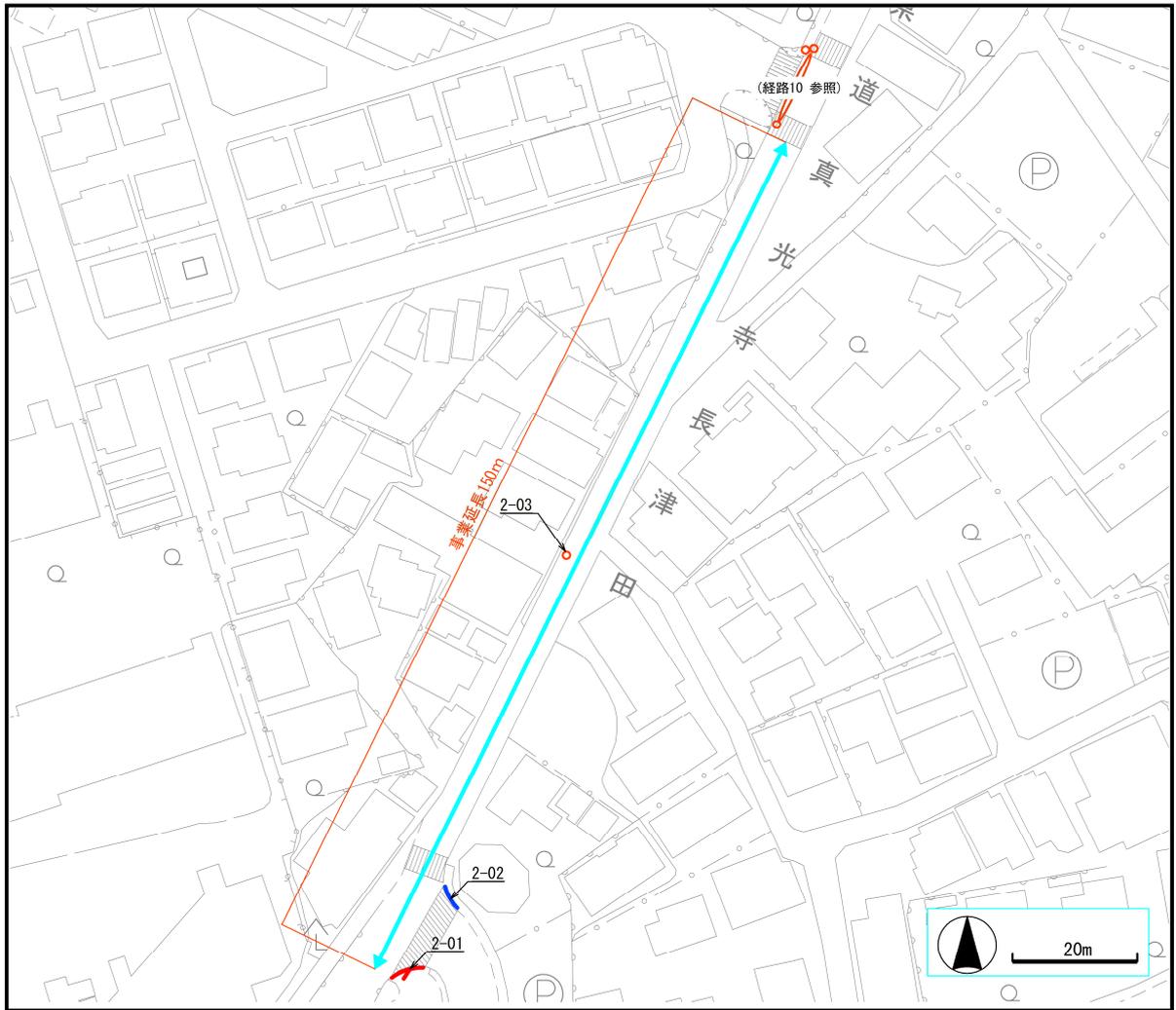


■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



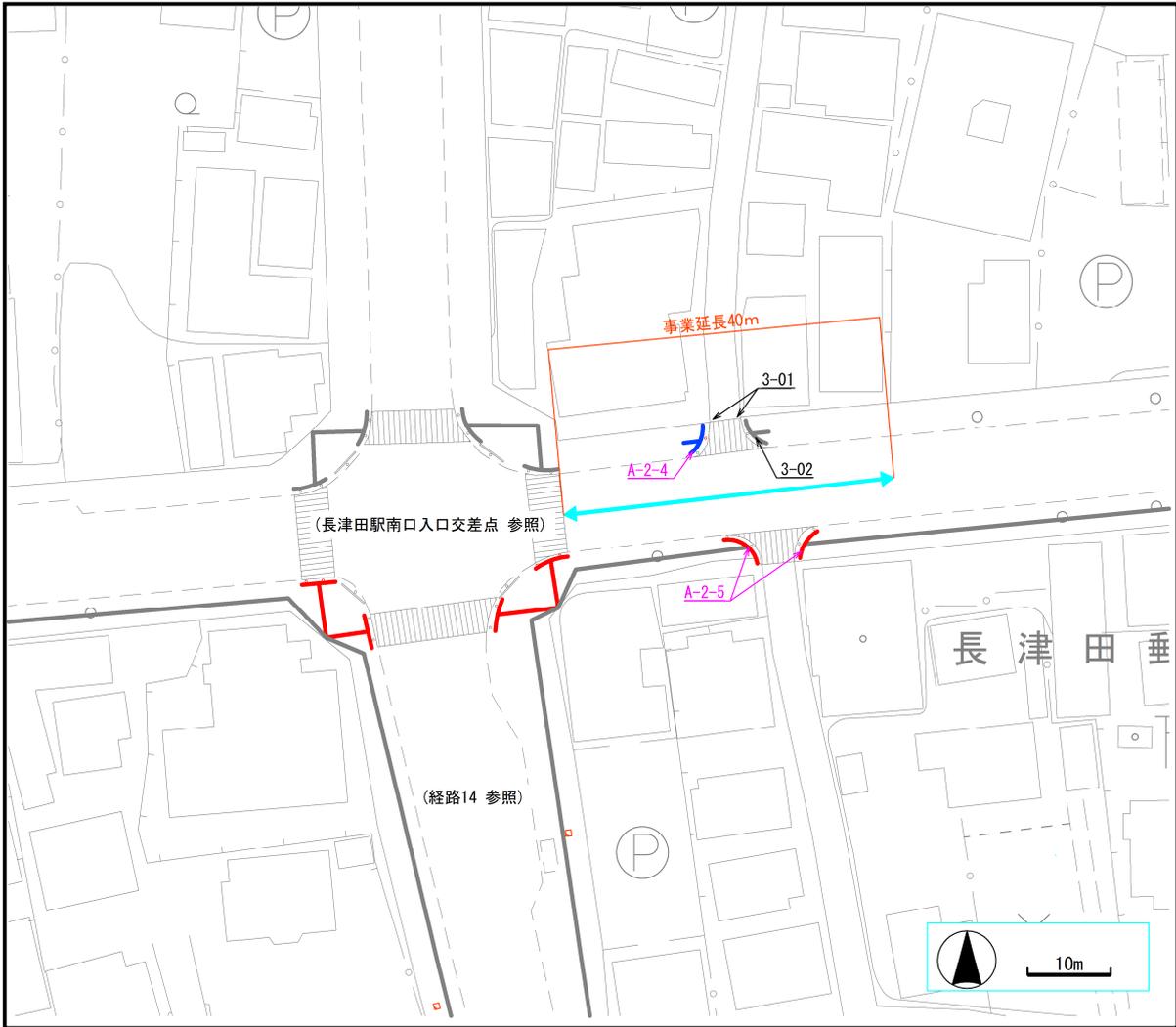
視覚障害者誘導用ブロックの設置例



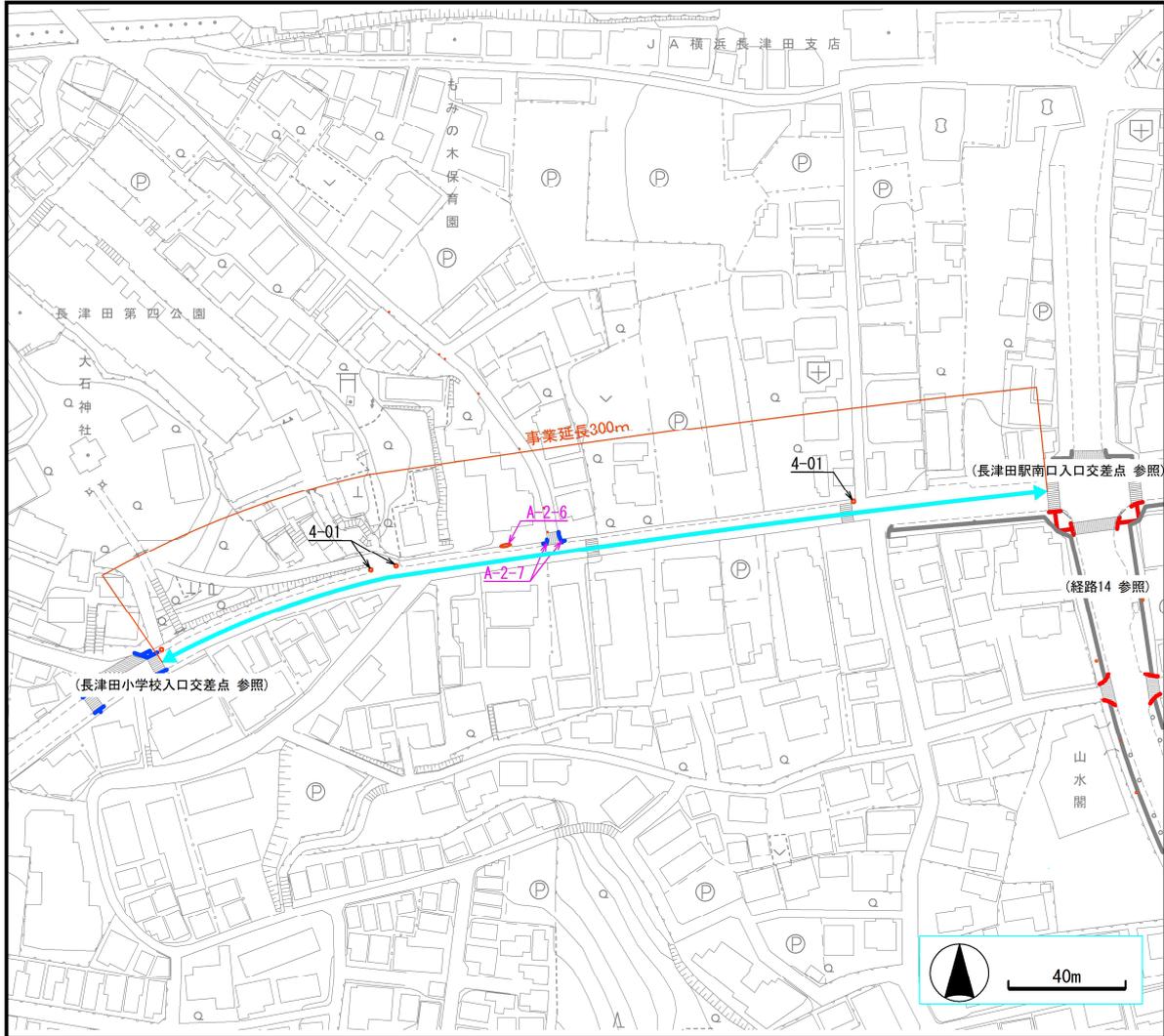
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:経路3

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道真光寺長津田、長津田第297号線		
事業区間		長津田郵便局付近～長津田駅南口入口交差点までの区間		
事業延長		40m		
事業実施予定期間		2026年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 視覚障害者誘導用ブロックと路面の輝度比が不十分 粗目グレーチング蓋が使用されている マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する 視覚障害者誘導用ブロックを再設置する 細目グレーチング蓋へ交換する マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	3.1	A-2-4	
ボラードの再配置	本	1	A-2-4	
視覚障害者誘導用ブロックの再設置	m ²	4.0	A-2-5	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	2	3-01	
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	0.2	3-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



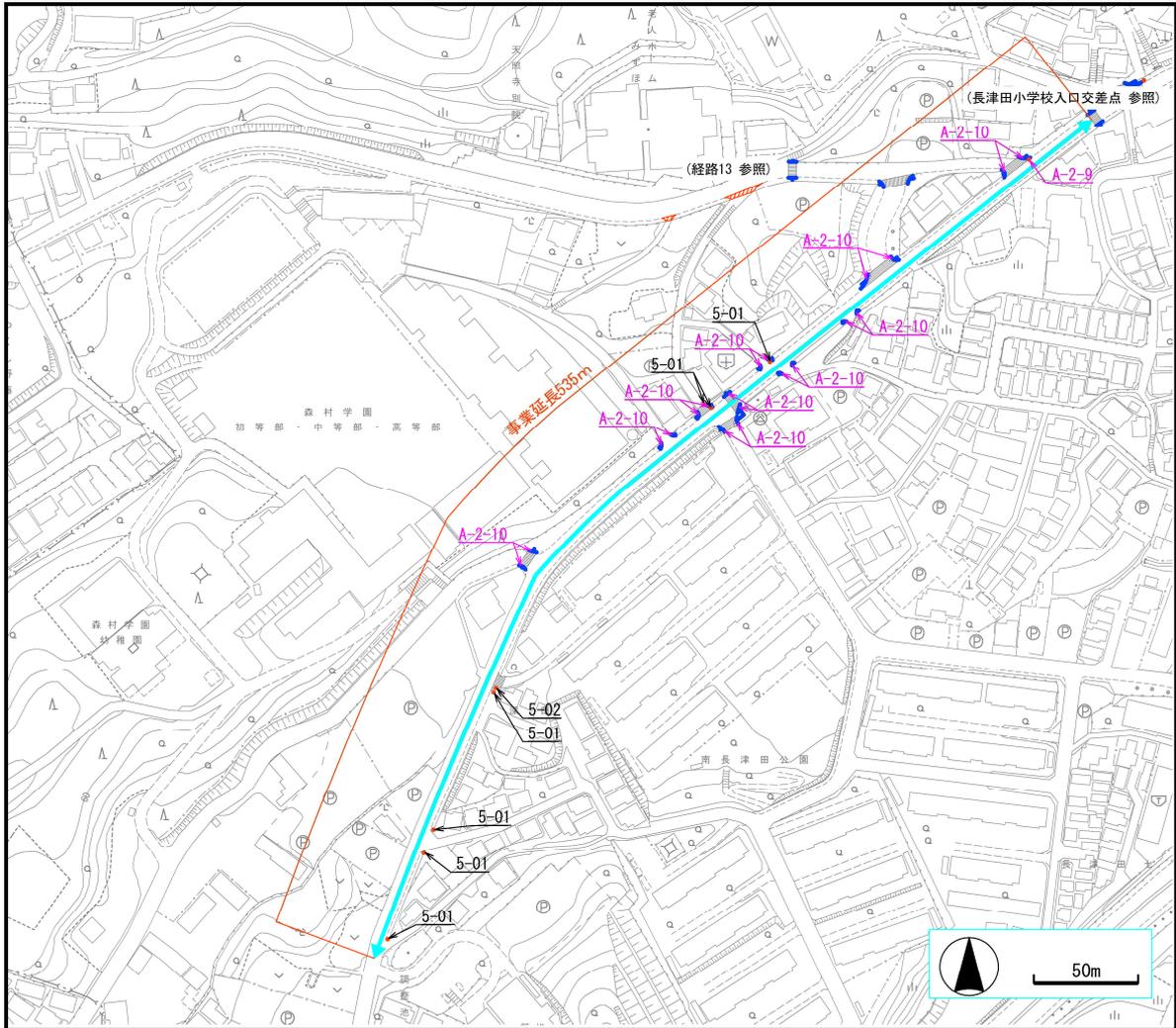
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



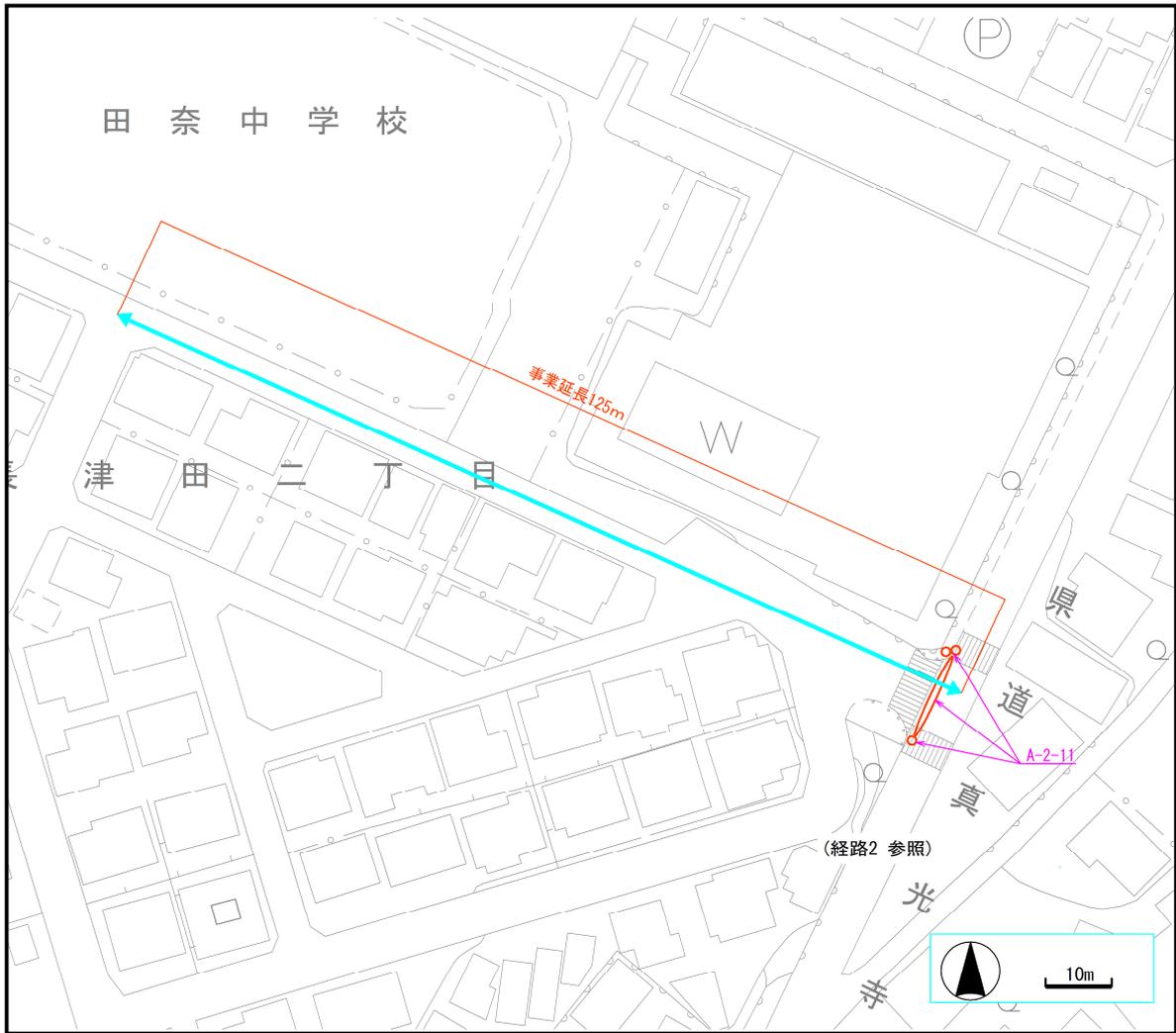
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:経路5

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		長津田第296号線		
事業区間		横浜田園都市病院～長津田小学校入口交差点までの区間		
事業延長		535m		
事業実施予定期間		2026年度		
【整備方針】				
<p>課題：粗目グレーチング蓋が使用されている 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 粗目街渠柵蓋が使用されている</p> <p>対策：細目グレーチング蓋へ交換する、バリアフリータイプ蓋へ交換 視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する バリアフリータイプ蓋へ交換する</p>				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	A-2-9	
視覚障害者誘導用ブロックの設置検討(新設)	㎡	42.6	A-2-10	
ボラードの再配置	本	15	A-2-10	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	7	5-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	5-02	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	5-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



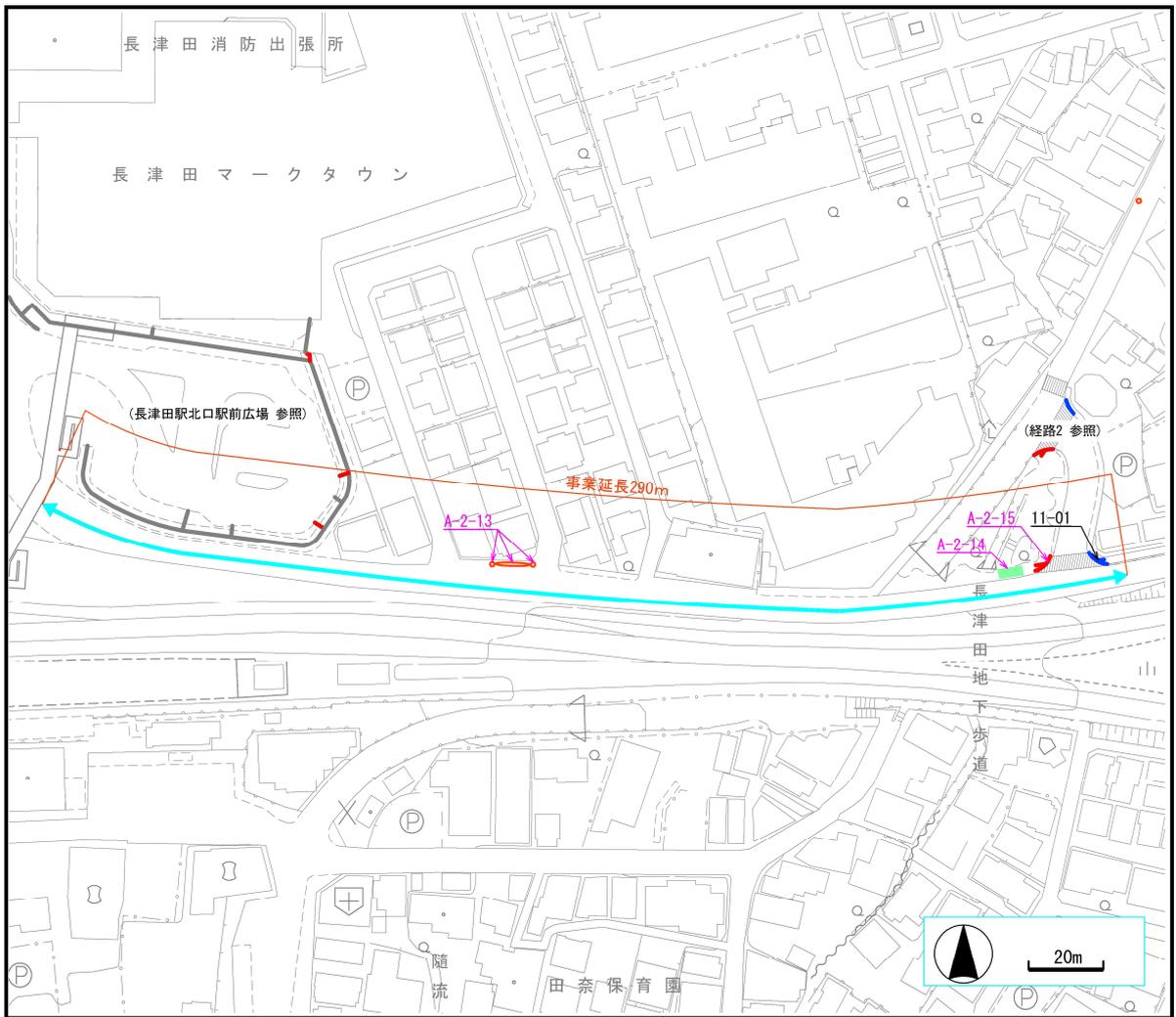
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:経路11

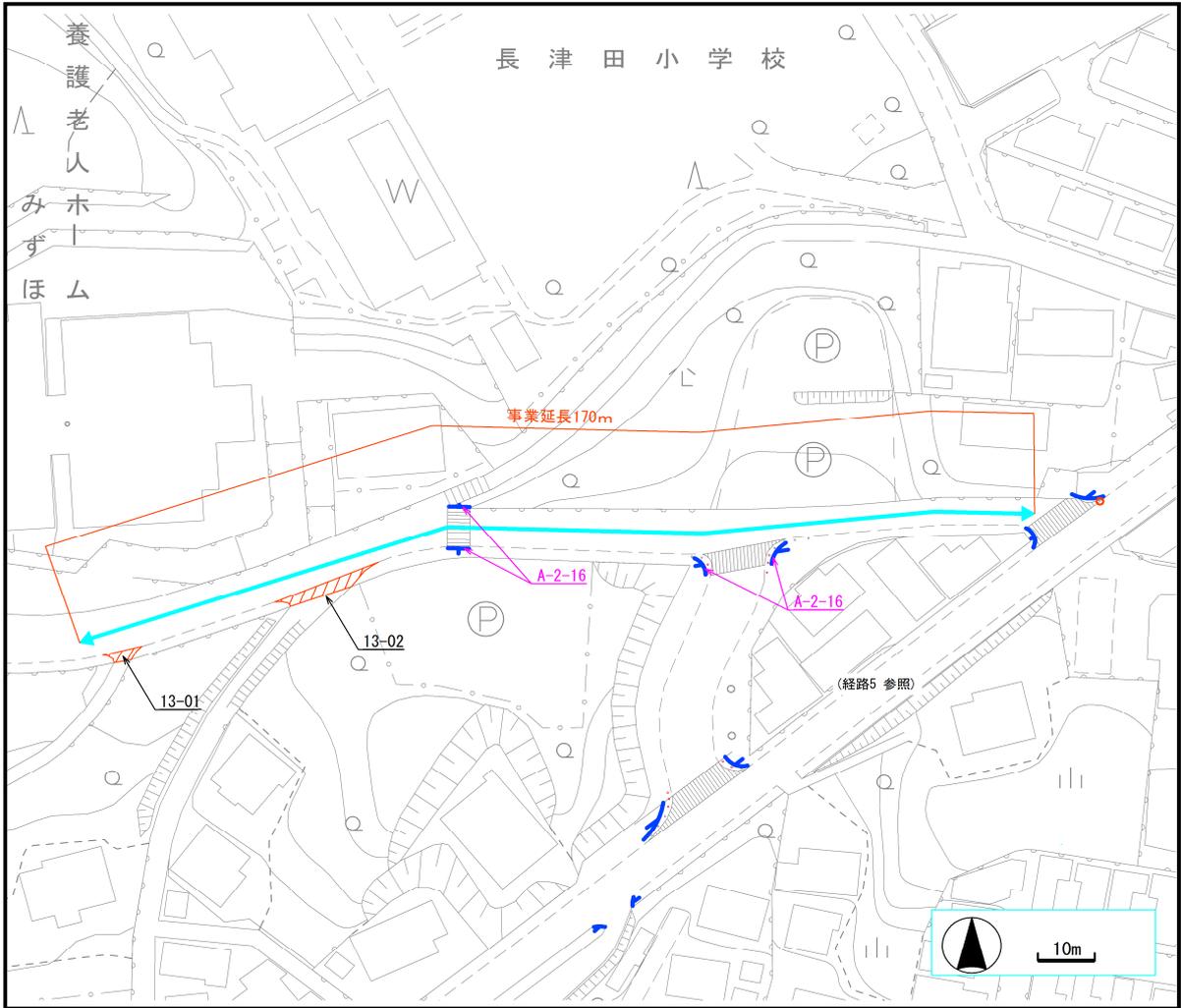
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 長津田第129号線 事業区間 長津田駅北口から線路沿い(東側)の道路 事業延長 290m 事業実施予定期間 2026年度				
【整備方針】 課題: 粗目グレーチング蓋が使用されている 歩道の勾配が急である 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない ポラードが適切に設置されていない 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 対策: 細目グレーチング蓋へ交換する 舗装の打ち換えを行う 視覚障害者誘導用ブロックを改修する ポラードの設置基準に沿って移設する 視覚障害者誘導用ブロックを新設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	2	A-2-13	
細目グレーチング蓋へ交換(側溝蓋)	m	5.0	A-2-13	
舗装の打ち換え	m ²	36.0	A-2-14	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	m ²	5.4	A-2-15	
ポラードの再配置	本	4	A-2-15	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	3.4	11-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:経路13

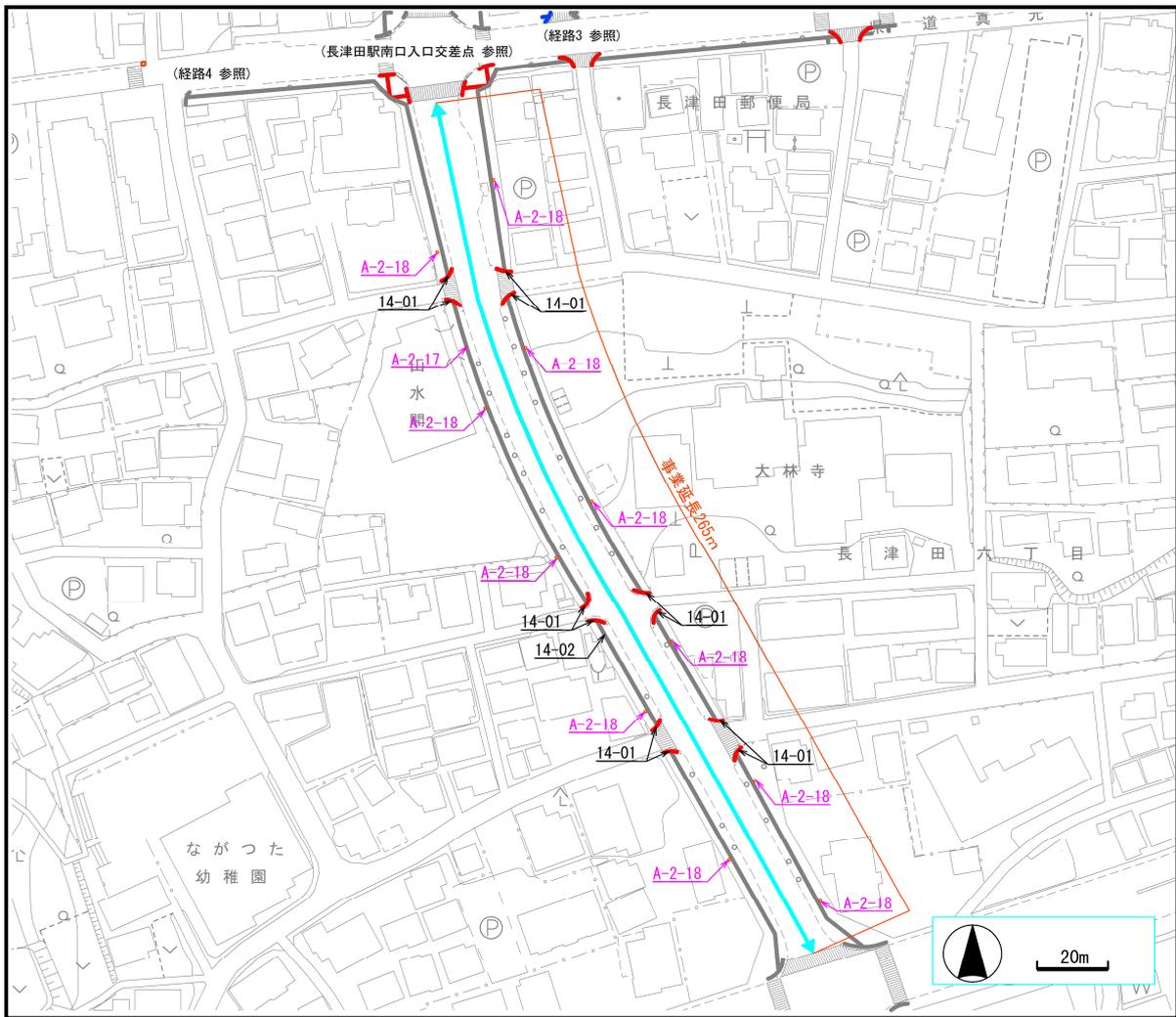
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 長津田第265号線 事業区間 特別養護老人ホームみずほ～旧大山街道の区間 事業延長 170m 事業実施予定期間 2026年度				
【整備方針】 課題：視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない ポラードが適切に設置されていない 切り下げが不要 対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ポラードの設置基準に沿って移設する 歩道を設置する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	9.9	A-2-16	
ポラードの再配置	本	5	A-2-16	
歩道の設置(縁石の再設置)	m	7.0	13-01	
歩道の設置(舗装の打ち換え)	m ²	14.0	13-01	
歩道の設置(縁石の再設置)	m	20.0	13-02	
歩道の設置(舗装の打ち換え)	m ²	40.0	13-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 13-01、13-02:車両の通行がないと確認されたため、歩道を連続させる				



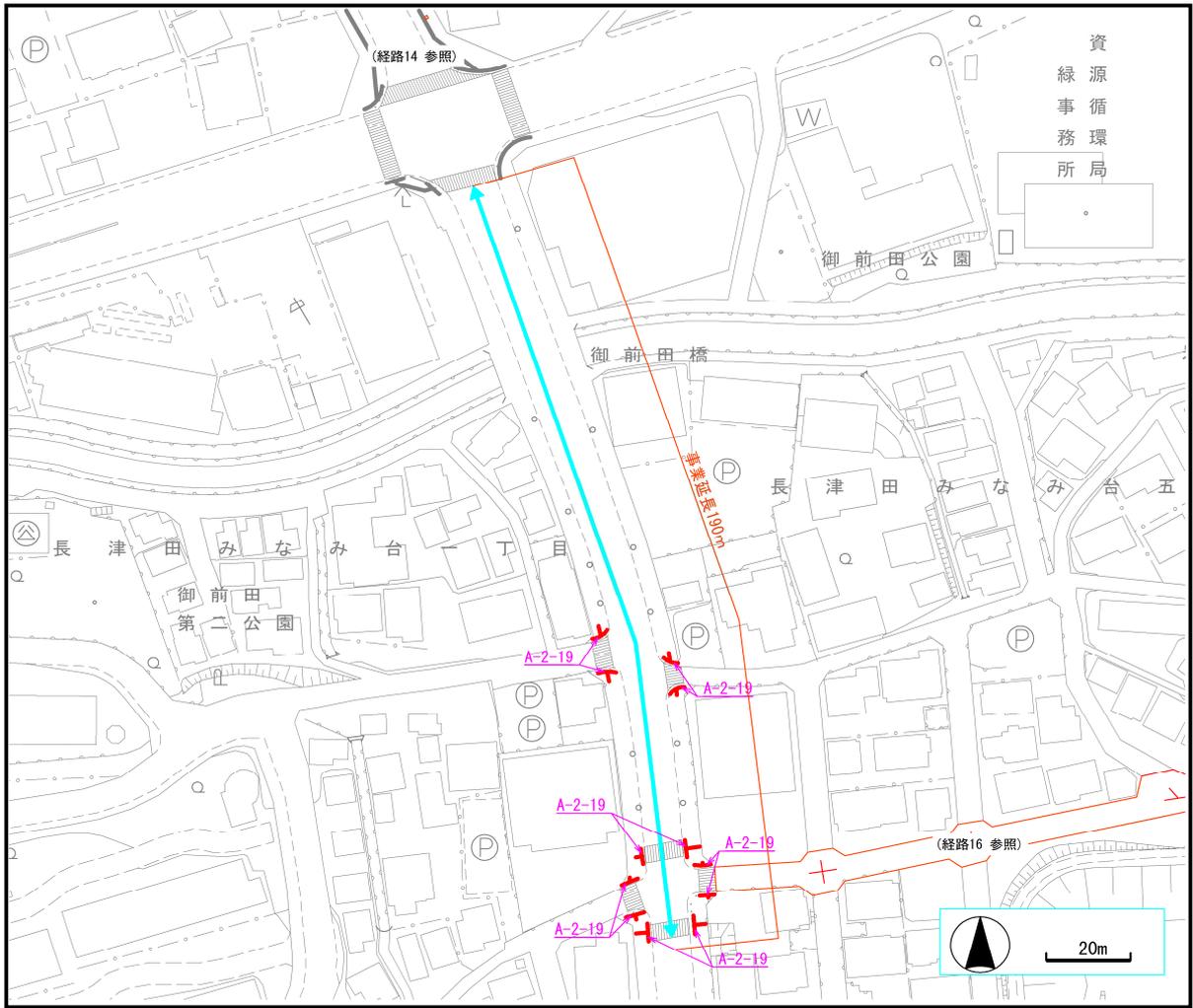
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:経路14

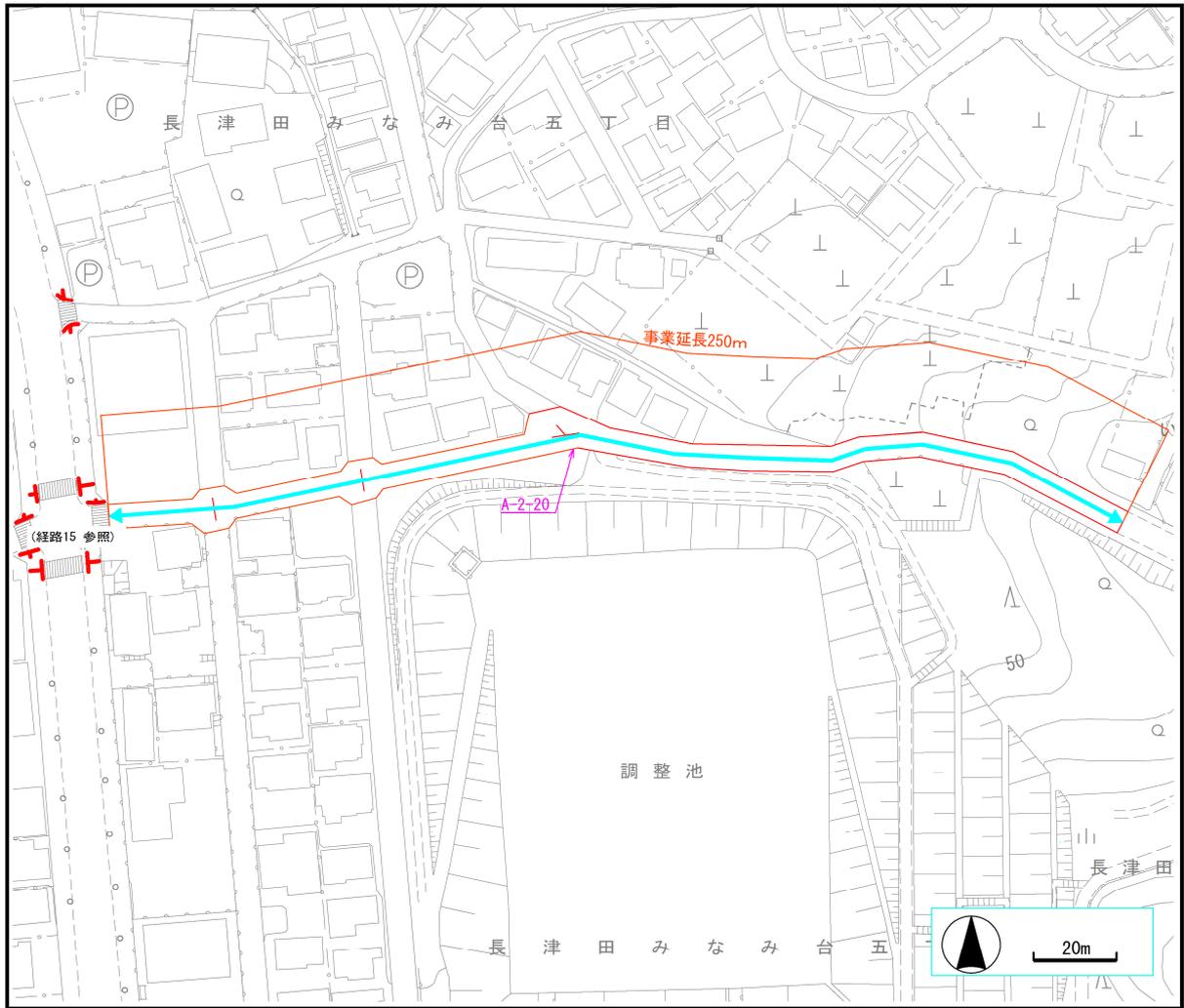
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		長津田第360号線		
事業区間		長津田駅南口入口交差点～御前田交差点までの区間		
事業延長		265m		
事業実施予定期間		2026年度		
【整備方針】				
課題：歩道が不陸している 路面サイン表面が滑りやすい 視覚障害者誘導用ブロックと路面の輝度比が不十分 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない				
対策：舗装の打ち換えを行う 路面サインにトップコートを塗装する 視覚障害者誘導用ブロックを再設置する 視覚障害者誘導用ブロックを新設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの補修	m ²	0.3	A-2-17	
視覚障害者誘導用ブロックの改修(舗装の打ち換え)	m ²	1.0	A-2-17	
路面サインをトップコート仕様に変更	箇所	11	A-2-18	
視覚障害者誘導用ブロックの再設置	m ²	24.0	14-01	
ボラードの再配置	本	12	14-01	
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	0.1	14-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



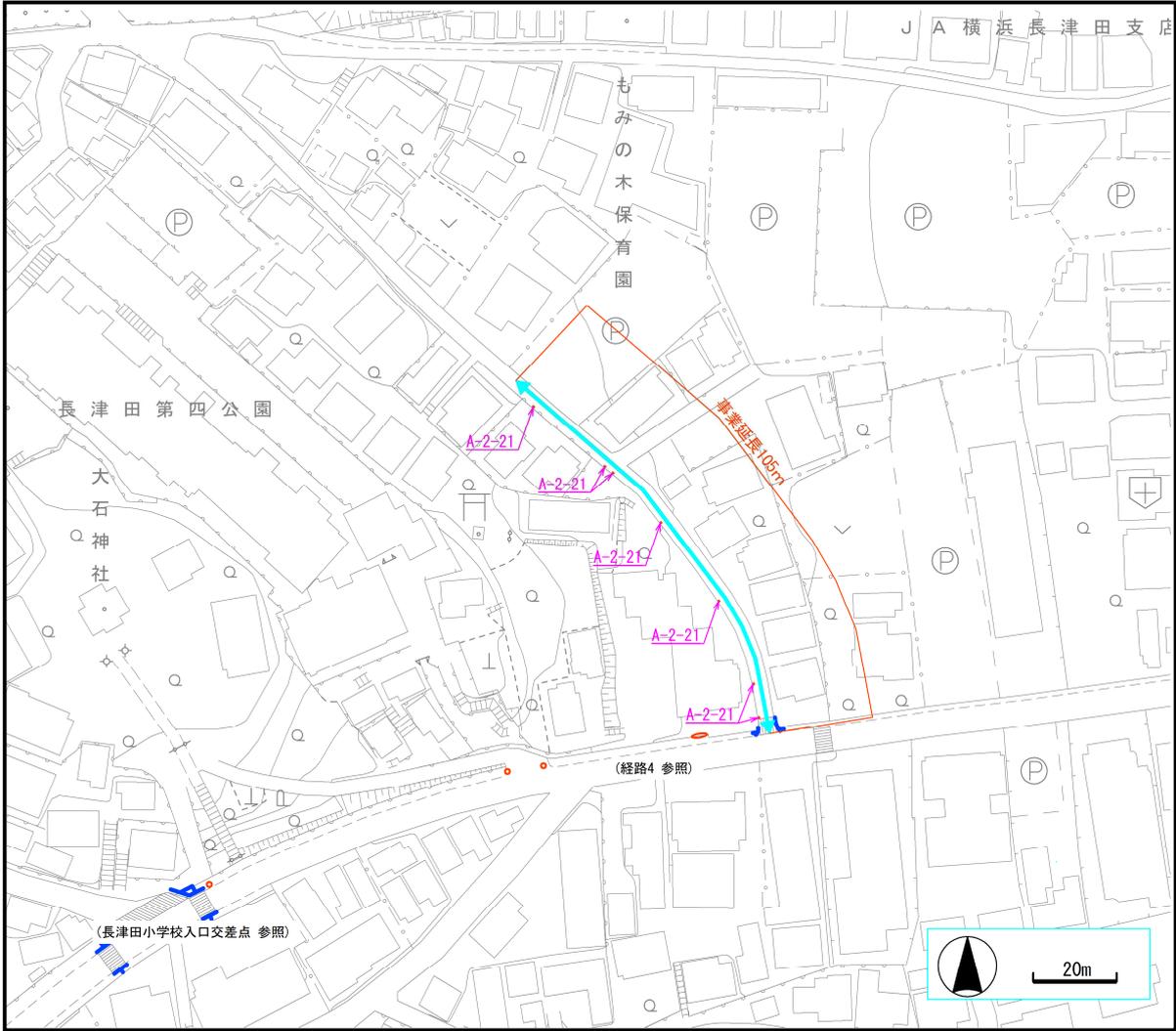
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



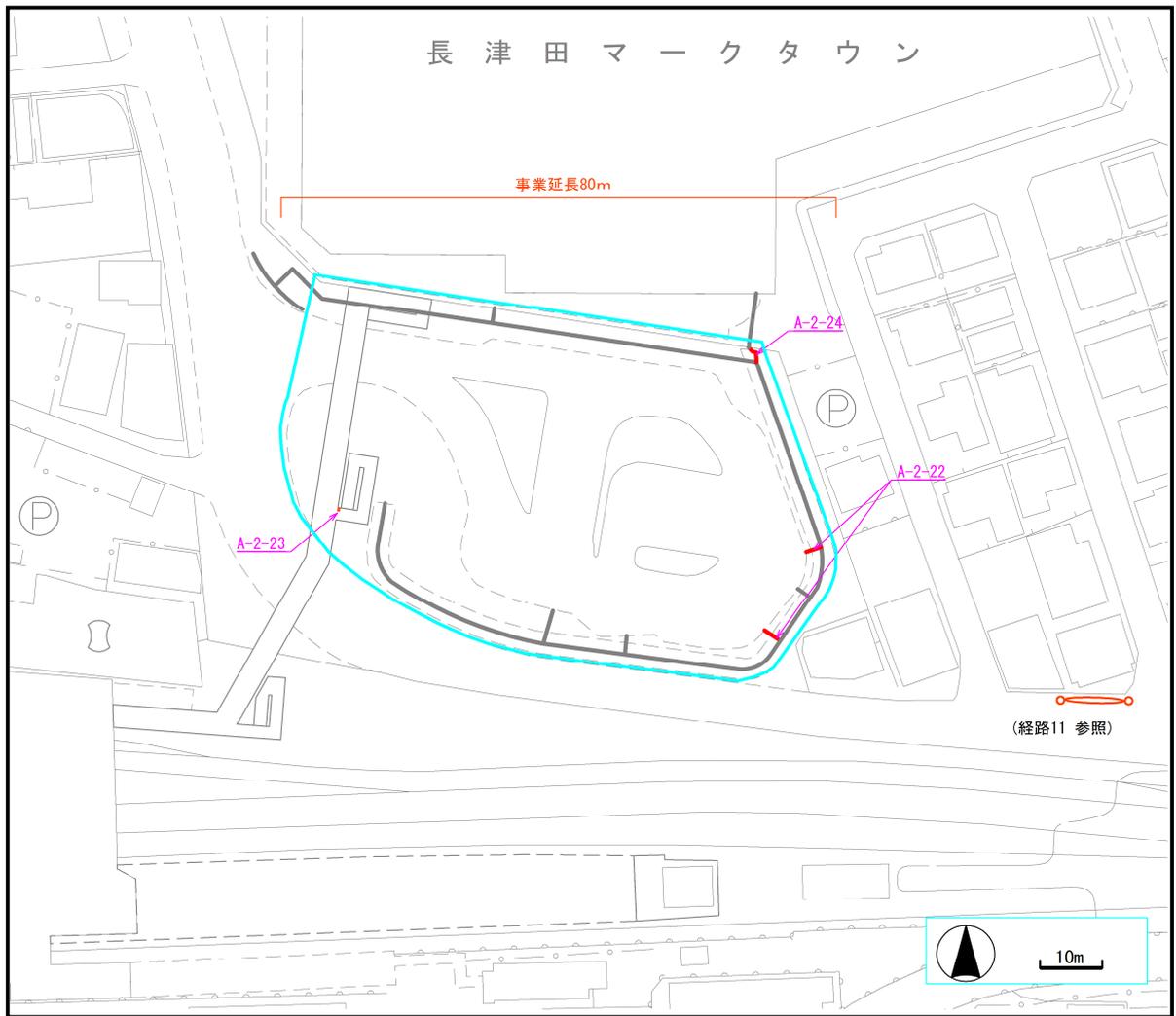
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



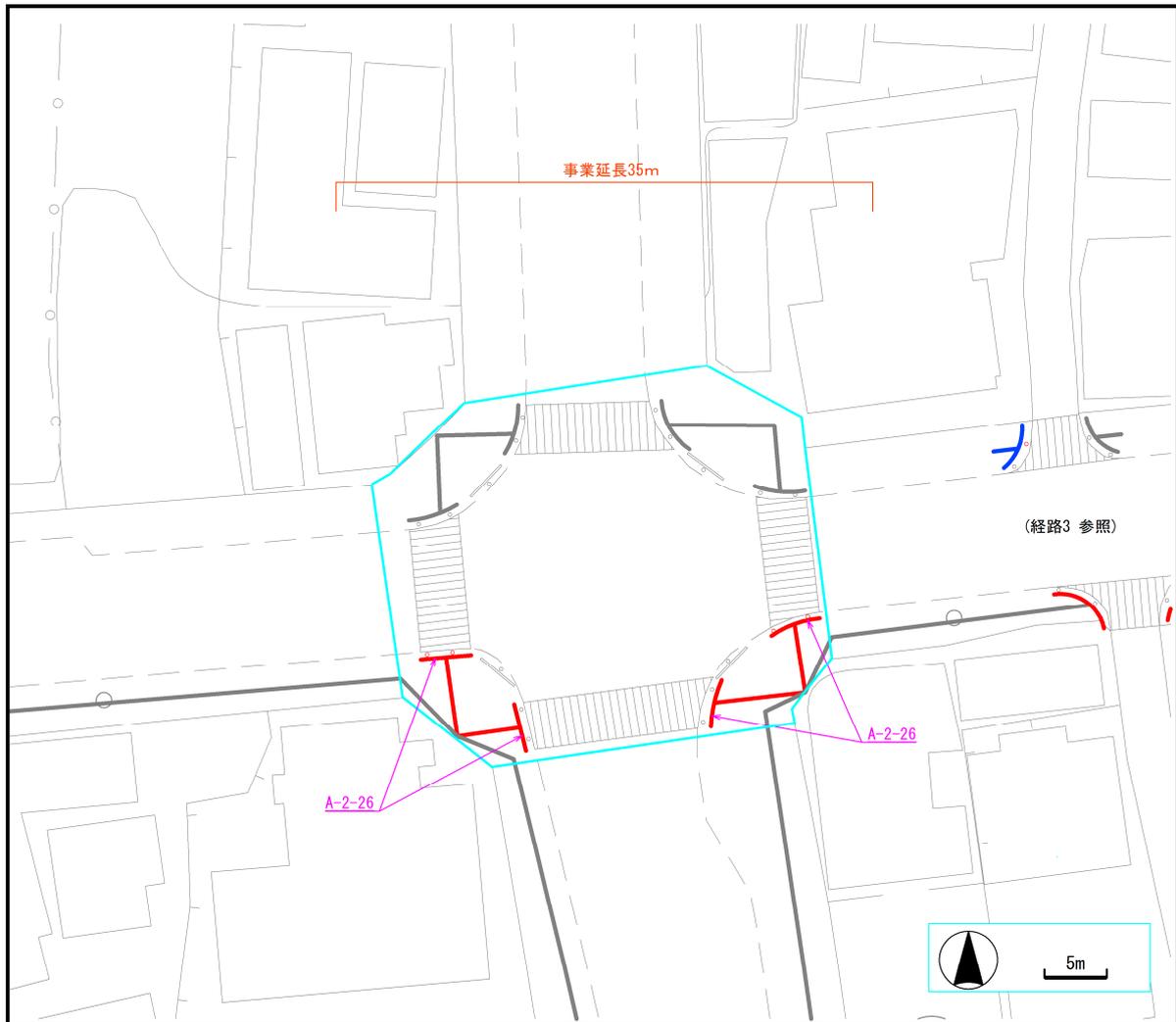
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■長津田駅周辺:長津田駅北口駅前広場

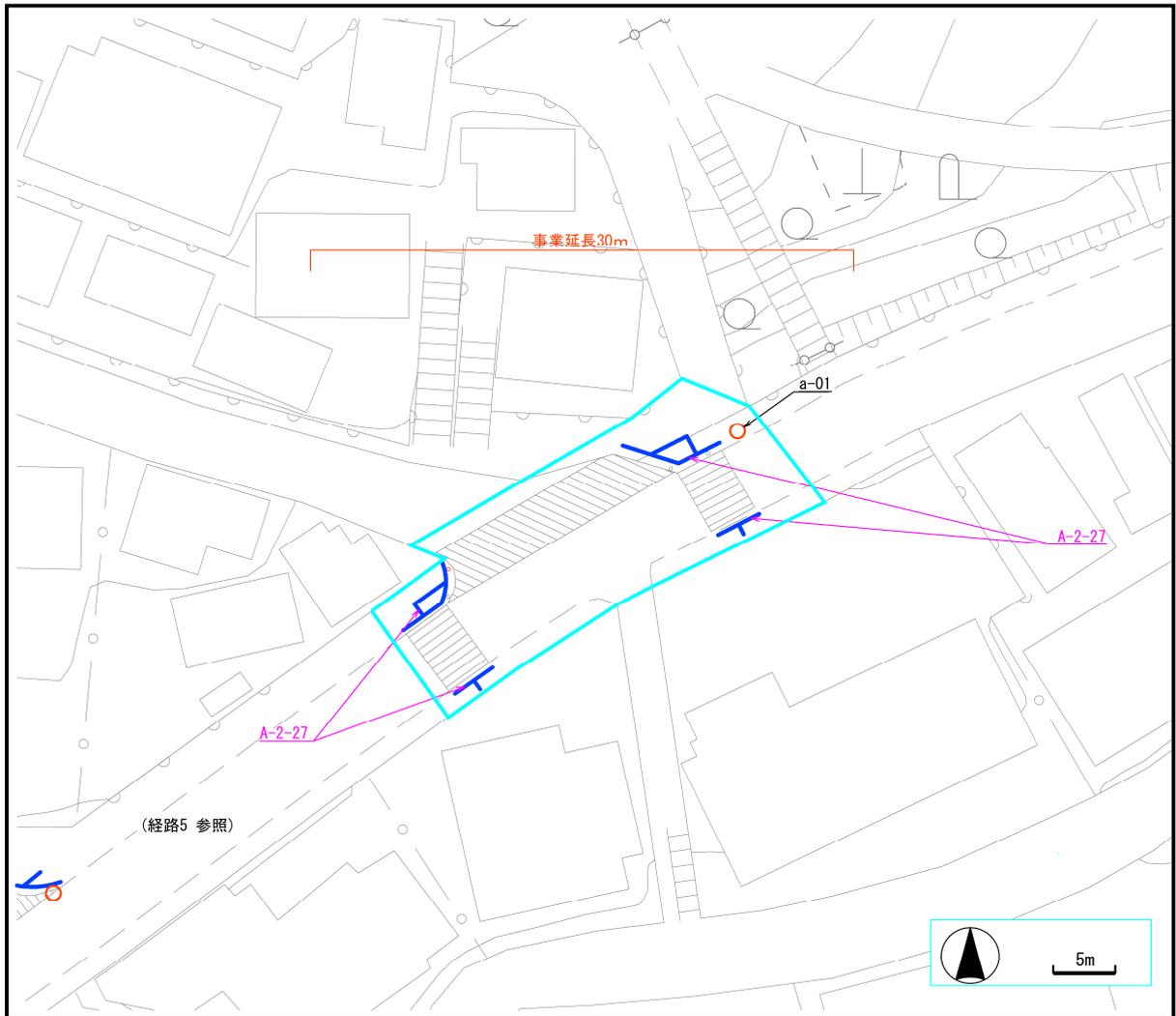
道路特定事業計画書 【生活関連経路】				
経 路 名		長津田駅北口駅前広場		
事 業 区 間		長津田駅北口駅前広場		
事 業 延 長		80m		
事業実施予定期間		2026年度		
【整備方針】				
課題： 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 手すりの点字表示板の記載が案内サイン板と比較して不十分 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない				
対策： 視覚障害者誘導用ブロックを新設する 手すりの点字表示板を交換する 視覚障害者誘導用ブロックを改修する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックを設置検討(新設)	m ²	0.2	A-2-22	
手すりの点字表示板を交換	箇所	1	A-2-23	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	m ²	2.0	A-2-24	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



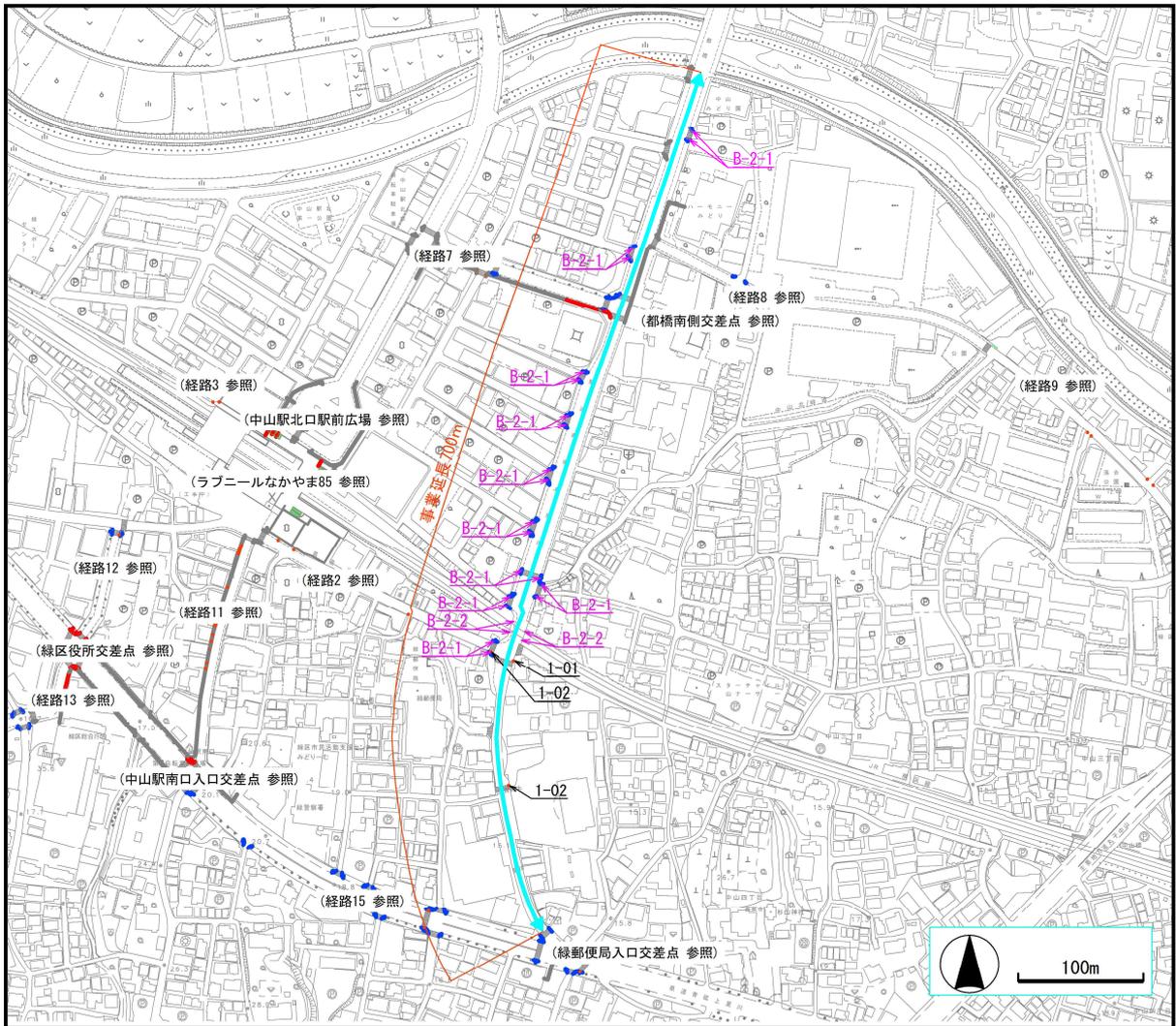
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路1

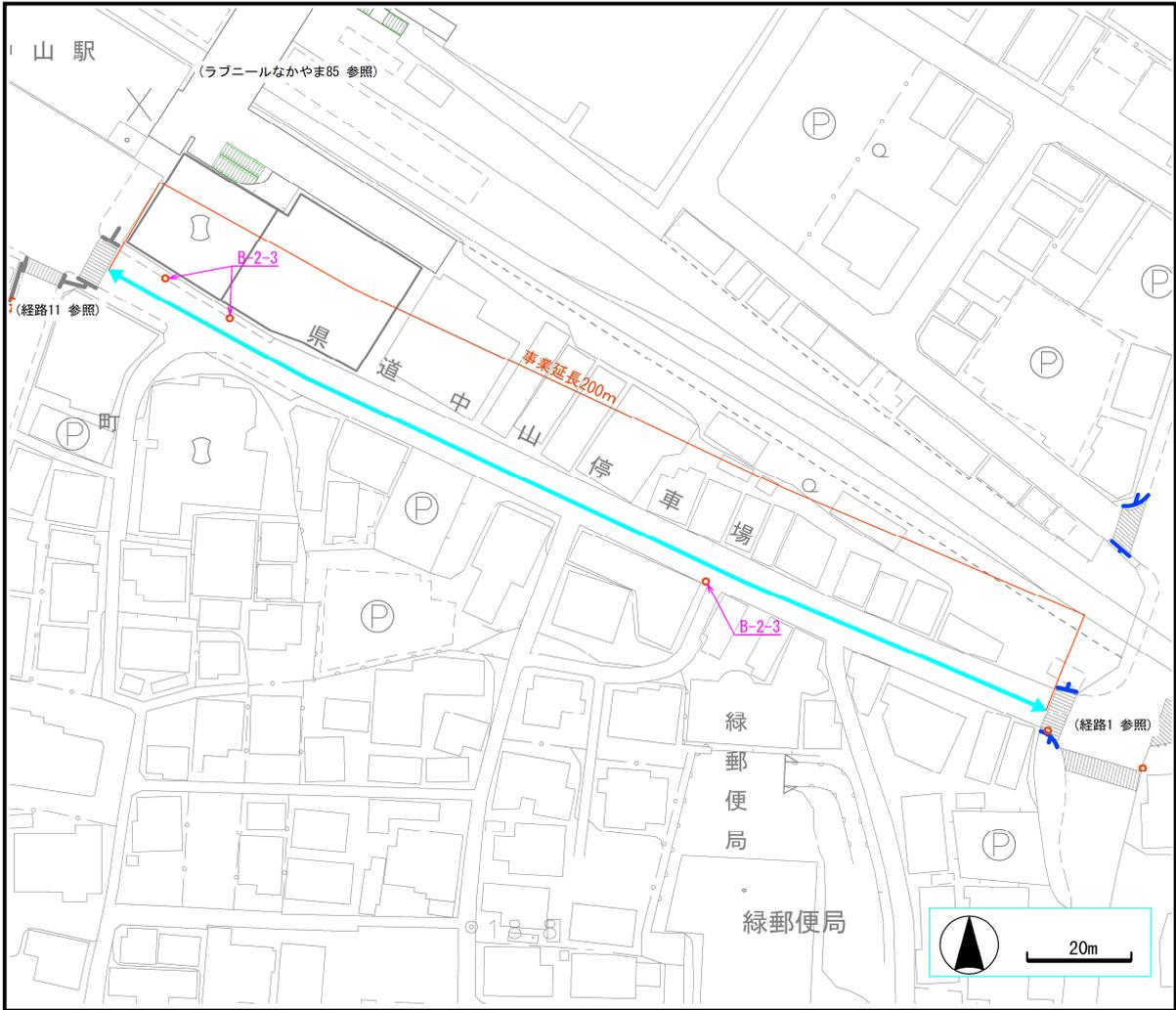
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 県道青砥上星川 事業区間 中山みどり園～緑郵便局入口交差点の区間 事業延長 700m 事業実施予定期間 2027年度				
【整備方針】 課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 粗目グレーチング蓋が使用されている 粗目街渠柵蓋が使用されている 対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する 細目グレーチング蓋へ交換する バリアフリータイプ蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	46.0	B-2-1	
視覚障害者誘導用ブロックの設置(踏切手前部)	-	-	B-2-2	対策済み
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	1-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	2	1-02	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	2	1-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



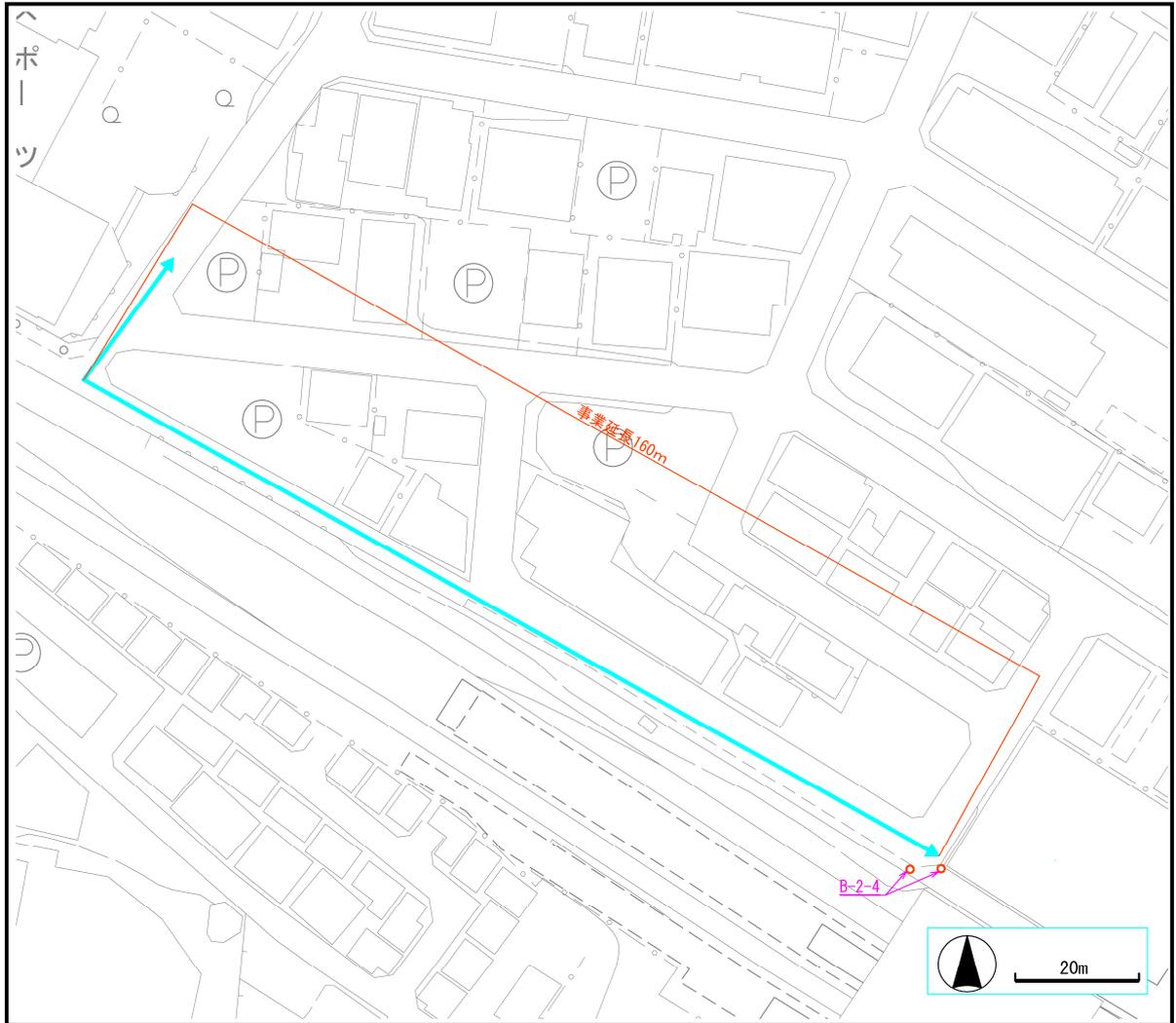
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路2

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道中山停車場		
事業区間		中山駅南口～ひまわり中山駅前保育園の区間		
事業延長		200m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：粗目グレーチング蓋が使用されている				
対策：細目グレーチング蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
細目のグレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	3	B-2-3	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



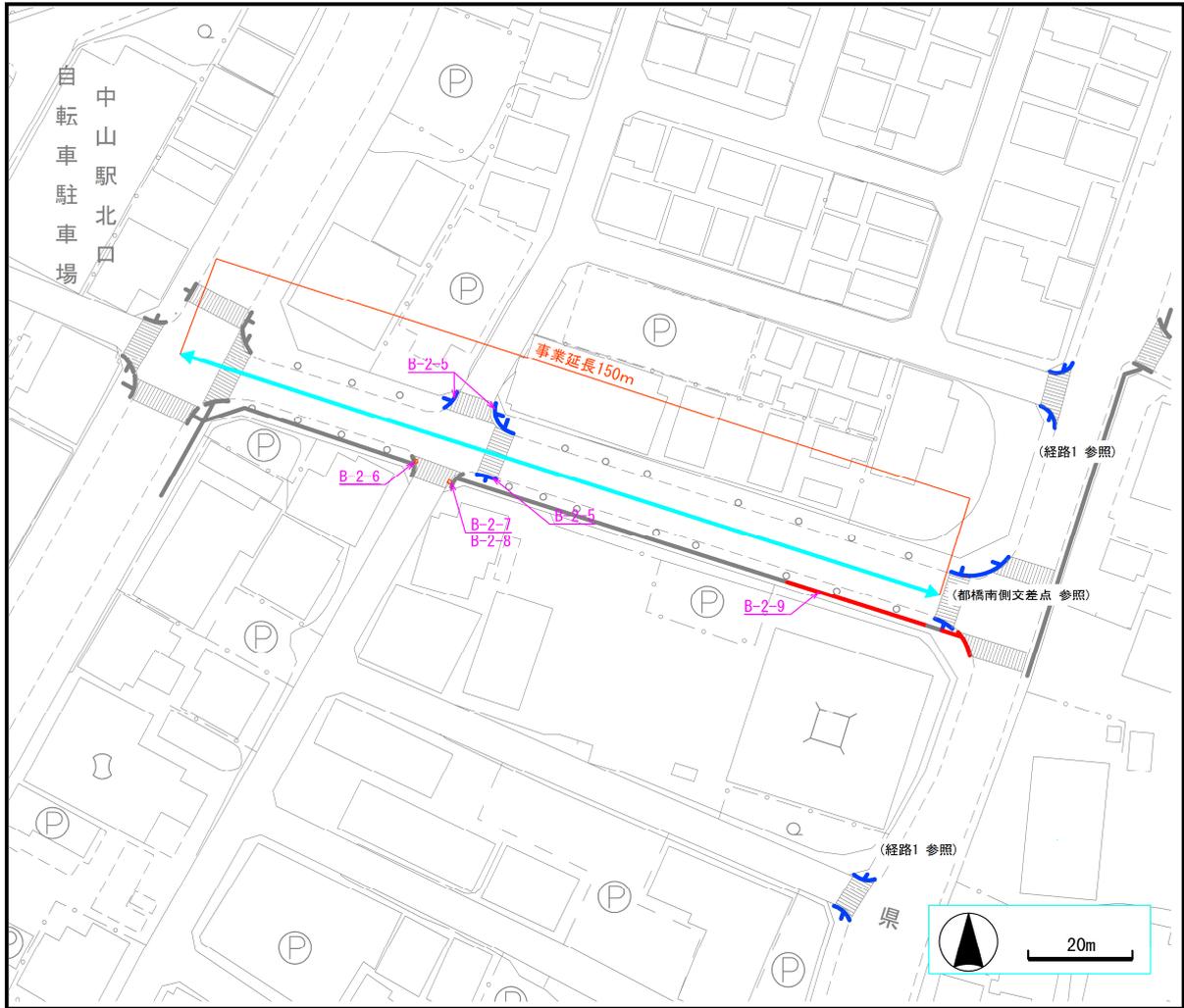
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路7

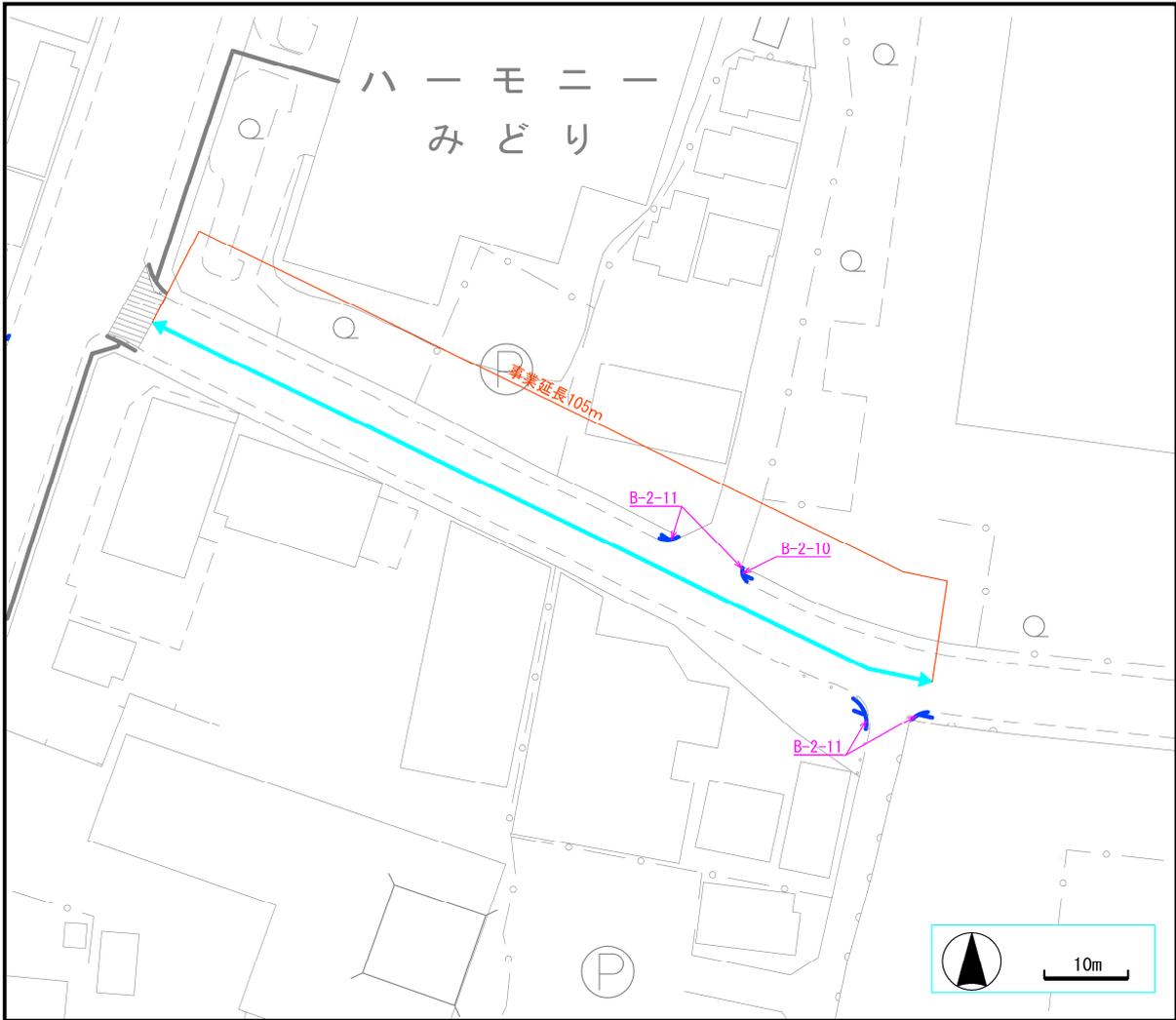
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 北八朔南部第417号線 事業区間 都橋南側交差点～中山駅北口交差点の区間 事業延長 150m 事業実施予定期間 2027年度				
【整備方針】 課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 歩車道境界ブロックが損傷している 雨水柵蓋がバリアフリー非対応の蓋を使用している 歩車道境界ブロックの段差が大きい 視覚障害者誘導用ブロックが損傷している 対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する 側溝を補修する バリアフリータイプ蓋へ交換する 縁石の取り換えを行う 視覚障害者誘導用ブロックを補修する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	8.3	B-2-5	
歩車道境界ブロックの補修	m	1.2	B-2-6	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	B-2-7	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	B-2-7	
縁石の取り換え	m	0.6	B-2-8	
視覚障害者誘導用ブロックの補修	m ²	5.1	B-2-9	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路8

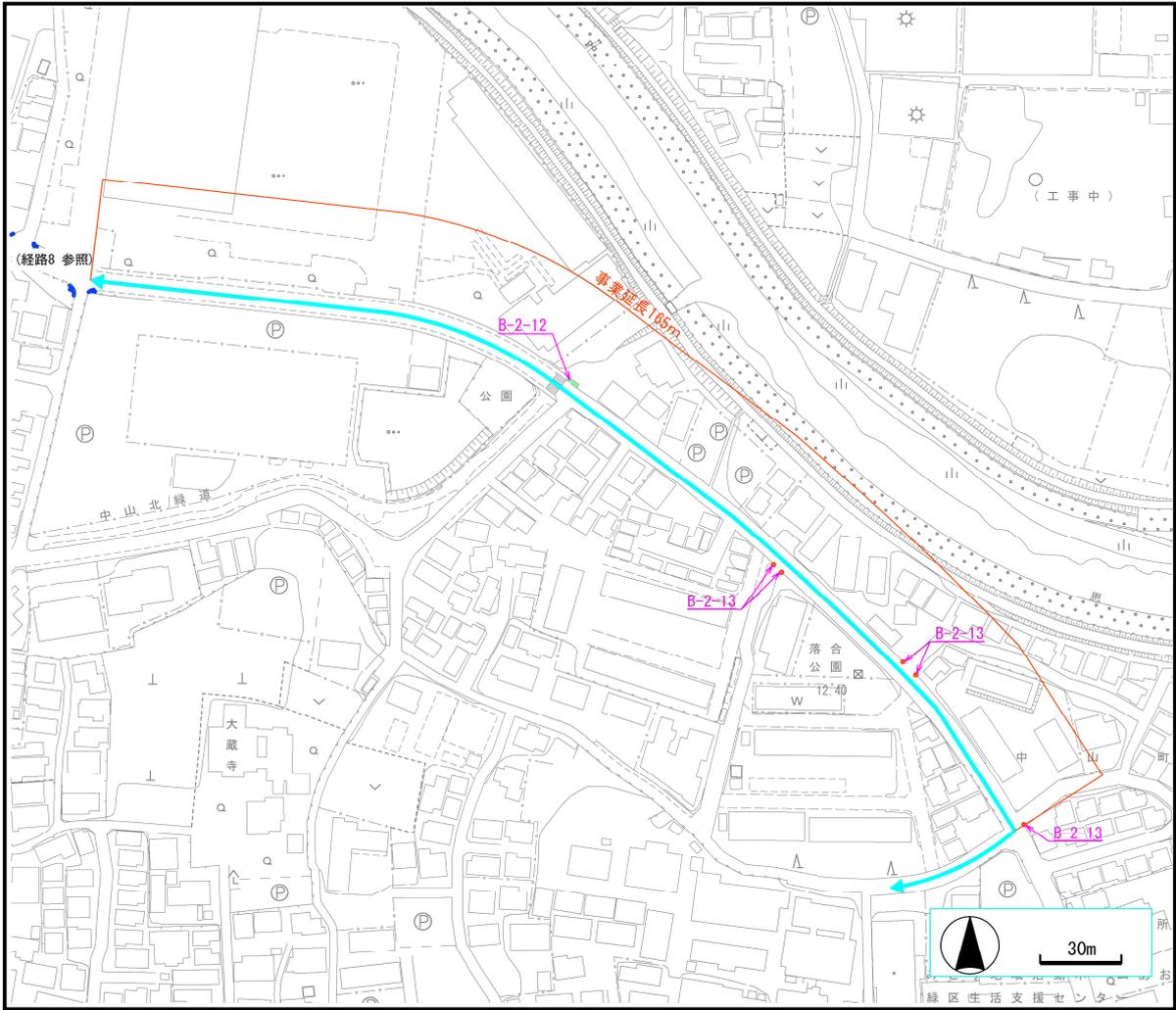
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名 北八朔南部第416号線、北八朔南部第423号線				
事業区間 ハーモニーみどり〜リパーク横浜中山町第3の区間				
事業延長 105m				
事業実施予定期間 2027年度				
【整備方針】				
課題: 歩車道境界ブロックの段差が大きい 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない				
対策: 縁石の取り換えを行う 視覚障害者誘導用ブロックを新設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
縁石の取り換え	m	2.4	B-2-10	
視覚障害者誘導用ブロックの設置検討(新設)	㎡	5.4	B-2-11	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路9

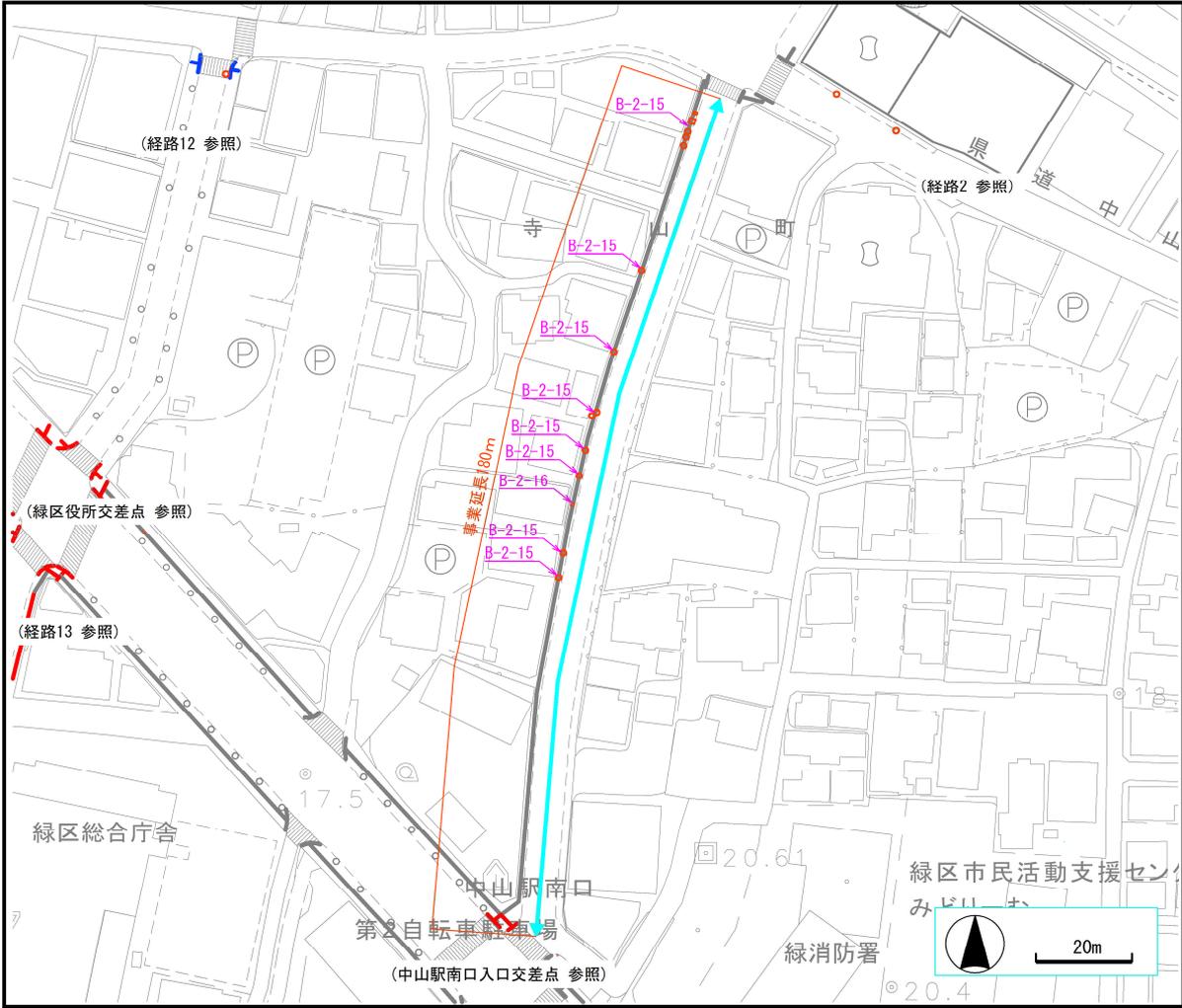
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		北八朔南部第424号線、北八朔南部第426号線、北八朔南部第525号線		
事業区間		リパーク横浜中山町第3～緑区生活支援センターの区間		
事業延長		165m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：歩道の勾配が急である 粗目グレーチング蓋が使用されている				
対策：舗装の打ち換えを行う 細目グレーチング蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
舗装の打ち換え	m ²	8.0	B-2-12	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	5	B-2-13	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路11

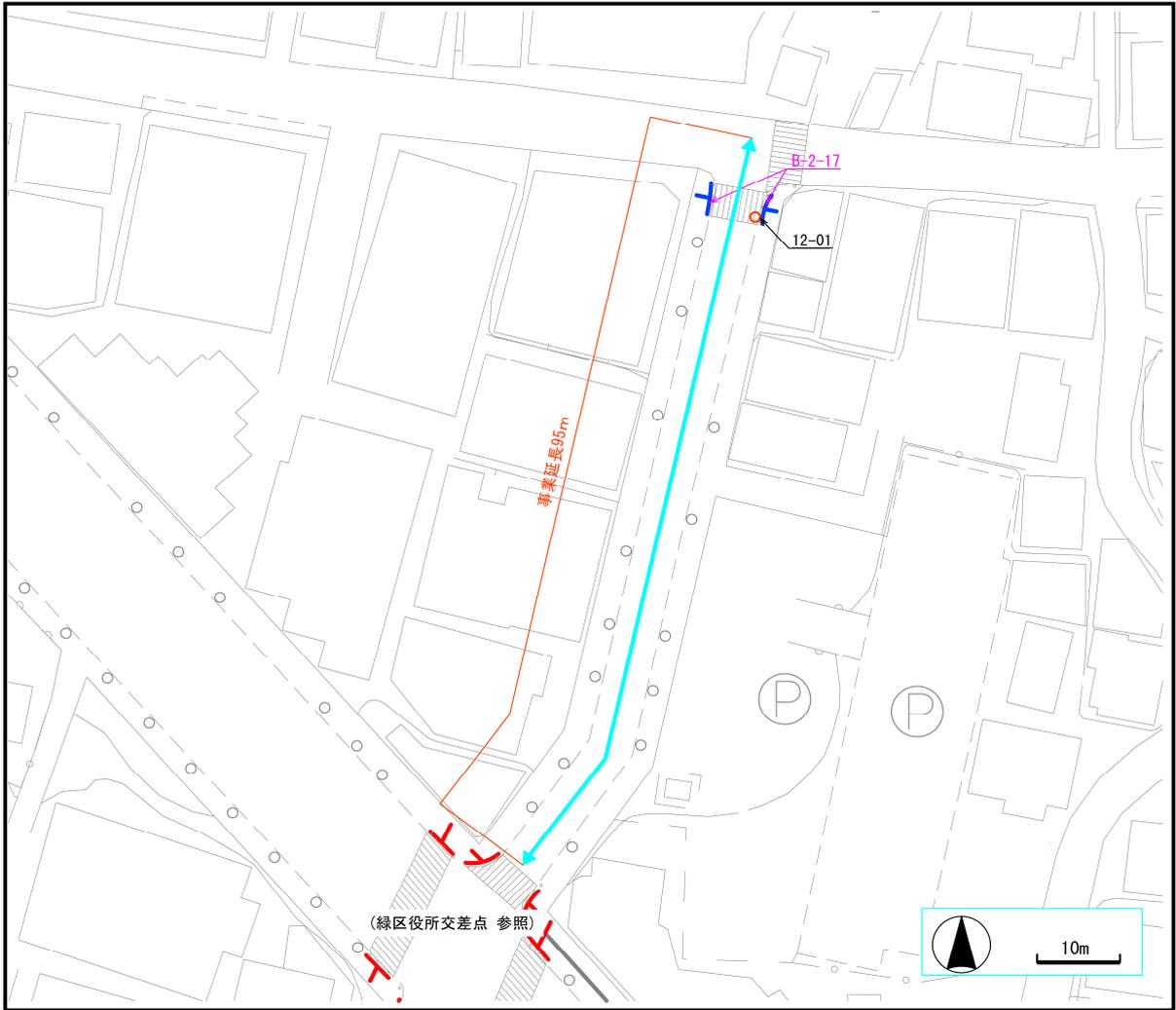
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		北八朔南部第508号線		
事業区間		中山駅南口～中山駅南口入口交差点の区間		
事業延長		180m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題: マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 歩道に段差がある				
対策: マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置する 舗装の打ち換えを行う				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置		m ² 1.3	B-2-15	
舗装の打ち換え		m ² 1.0	B-2-16	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路12

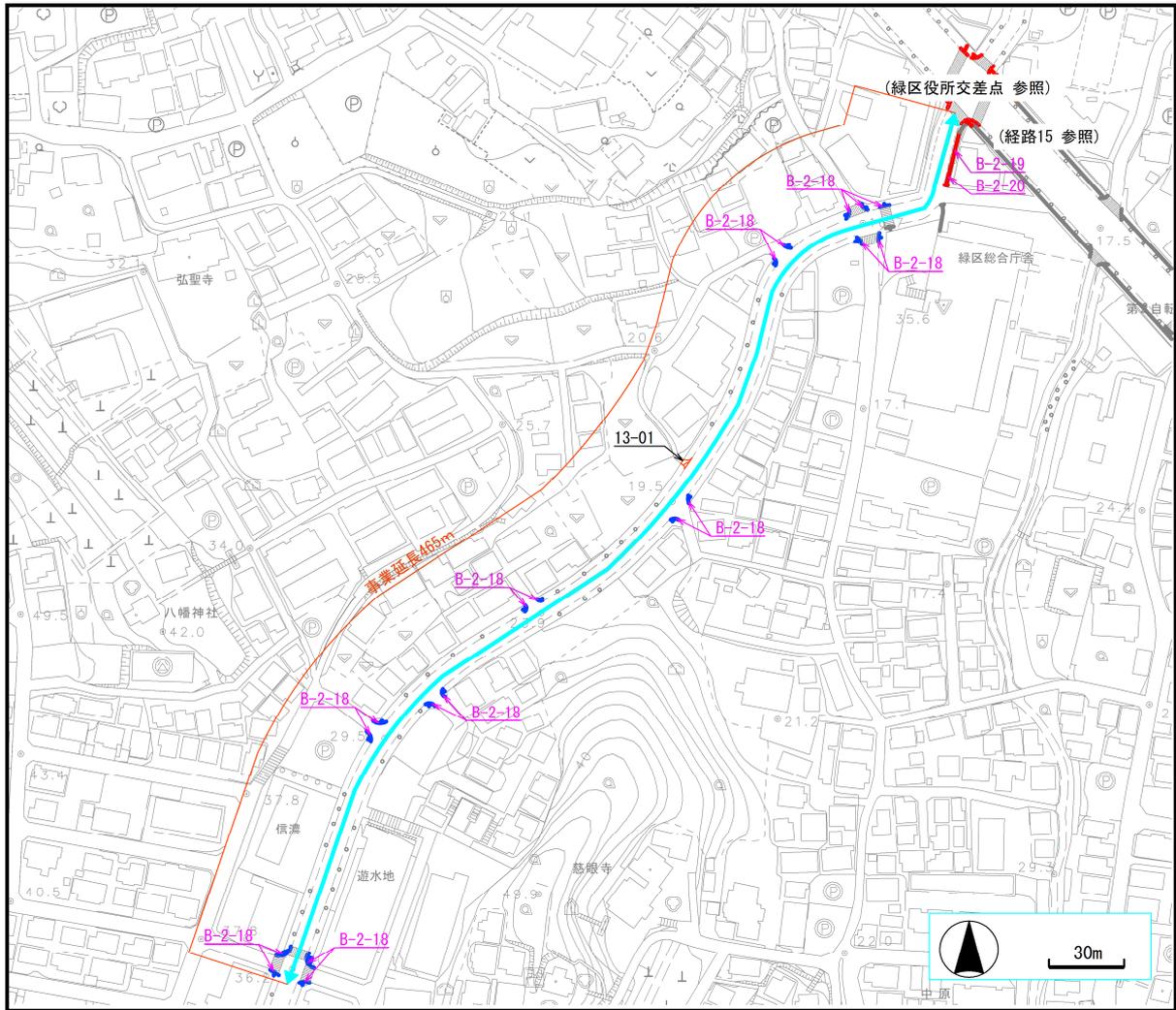
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		北八朔南部第493号線		
事業区間		亀屋万年堂～緑区役所前交差点の区間		
事業延長		95m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 粗目街渠柵蓋が使用されている				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する バリアフリータイプ蓋へ交換				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	5.9	B-2-17	
ボラードの再配置	本	3	B-2-17	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	12-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	12-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路13

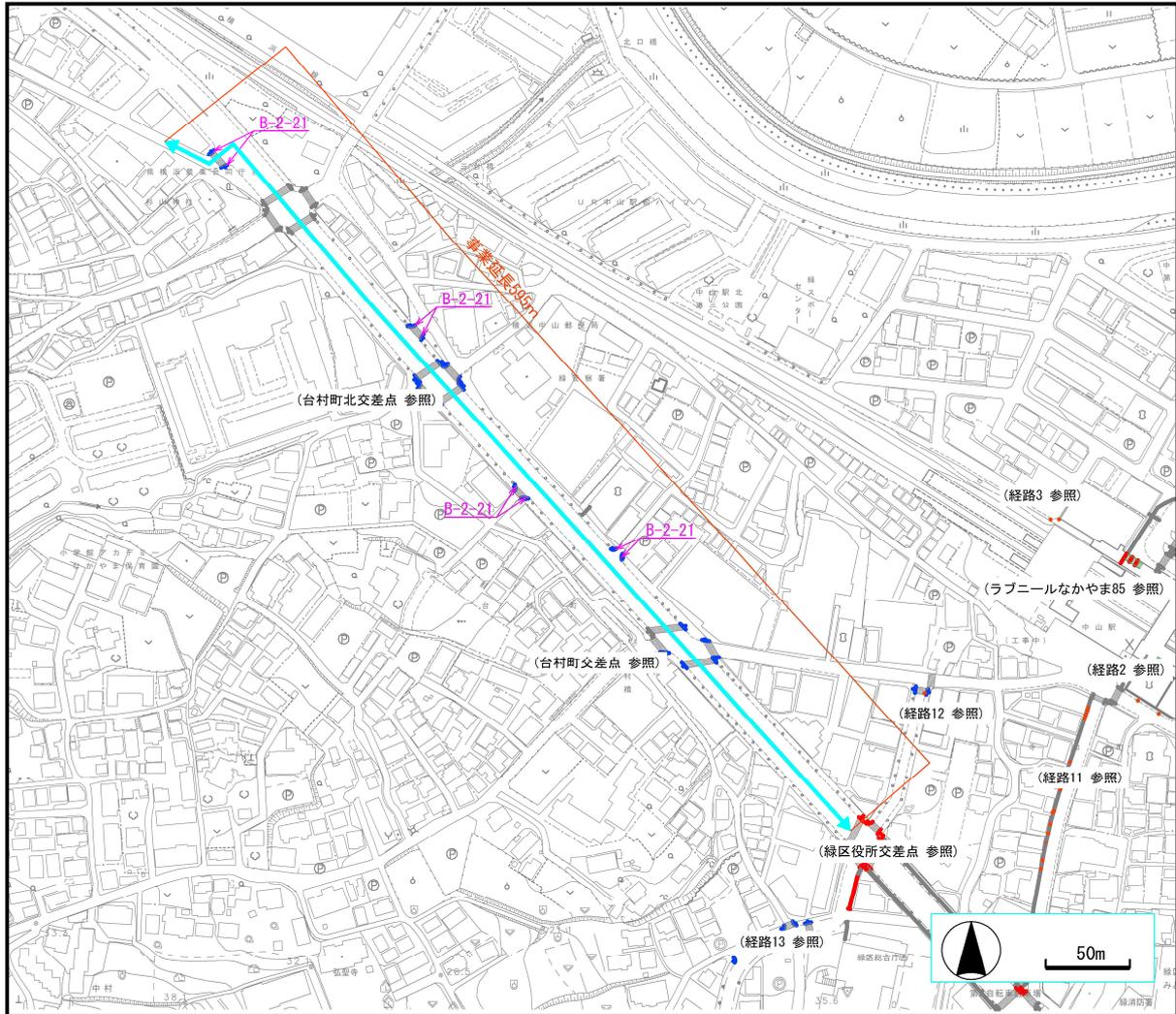
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		北八朔南部第493号線、中山第61号線		
事業区間		緑区役所前交差点～森の台小学校の区間		
事業延長		465m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 視覚障害者誘導用ブロックが損傷している 切り下げが不要				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置する 視覚障害者誘導用ブロックを補修する 歩道を設置する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置		m ² 48.3	B-2-18	
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討(新設)		m ² 0.4	B-2-19	
視覚障害者誘導用ブロックの補修		m ² 6.6	B-2-20	
歩道の設置(縁石の再設置)		m 5.0	13-01	
歩道の設置(舗装の打ち換え)		m ² 10.0	13-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
13-01:車両の通行がないと確認されたため、歩道を連続させる				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路14

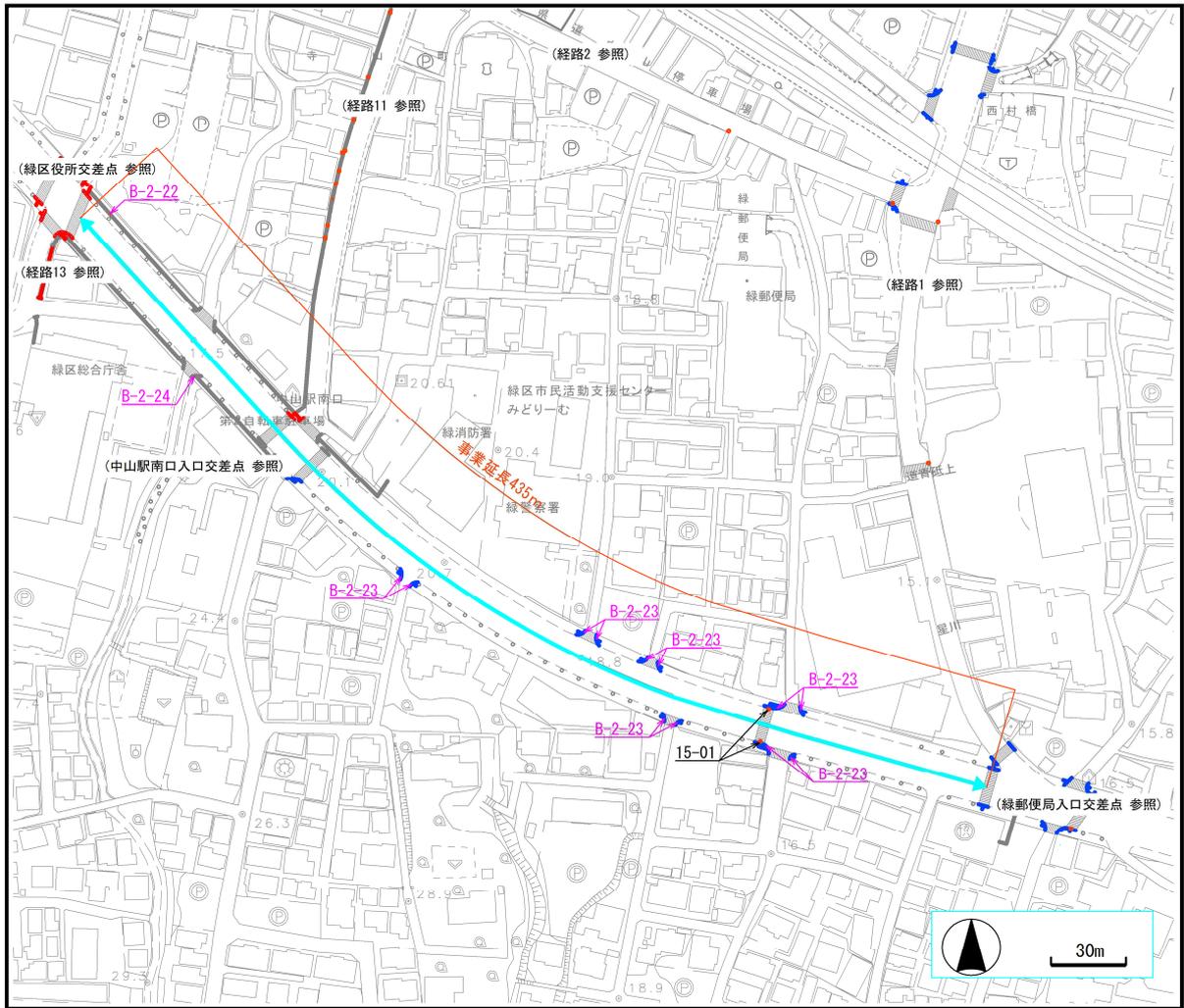
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		北八朔南部第152号線、山下長津田線、北八朔南部第298号線		
事業区間		横浜農業合同庁舎～緑区役所前交差点の区間		
事業延長		595m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	20.5	B-2-21	
ボラードの再配置	本	1	B-2-21	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:経路15

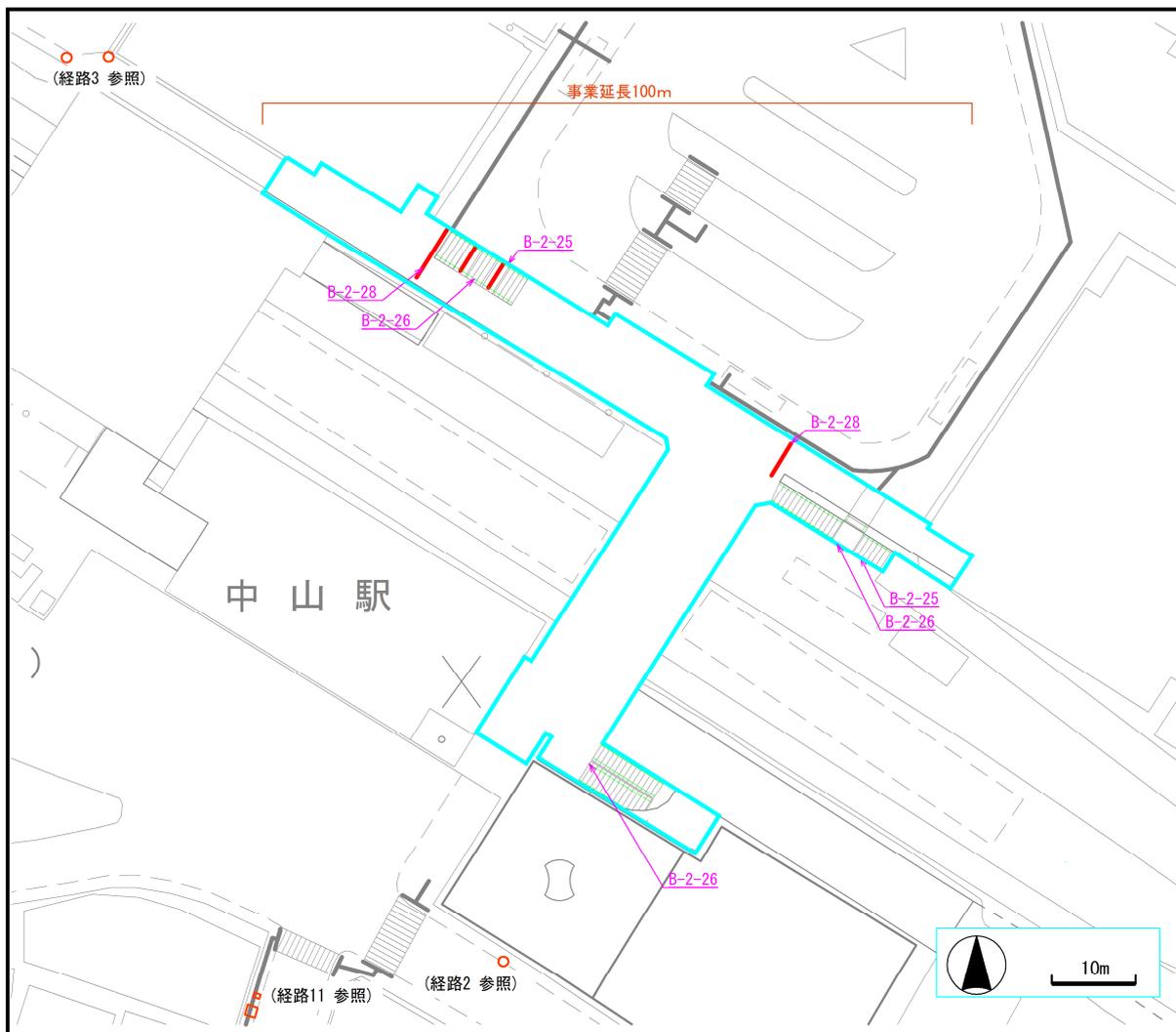
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		山下長津田線		
事業区間		緑区役所前交差点～緑郵便局入口交差点の区間		
事業延長		435m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
<p>課題：マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 歩車道境界ブロックの段差が大きい 粗目街渠柵蓋が使用されている</p> <p>対策：マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置する 視覚障害者誘導用ブロックを新設する 縁石の取り換えを行う バリアフリータイプ蓋へ交換</p>				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置		m ²	0.2	B-2-22
視覚障害者誘導用ブロックの設置		m ²	30.8	B-2-23
縁石の取り換え		m	0.6	B-2-24
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)		箇所	2	15-01
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)		個	2	15-01
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:ラブニールなかやま85

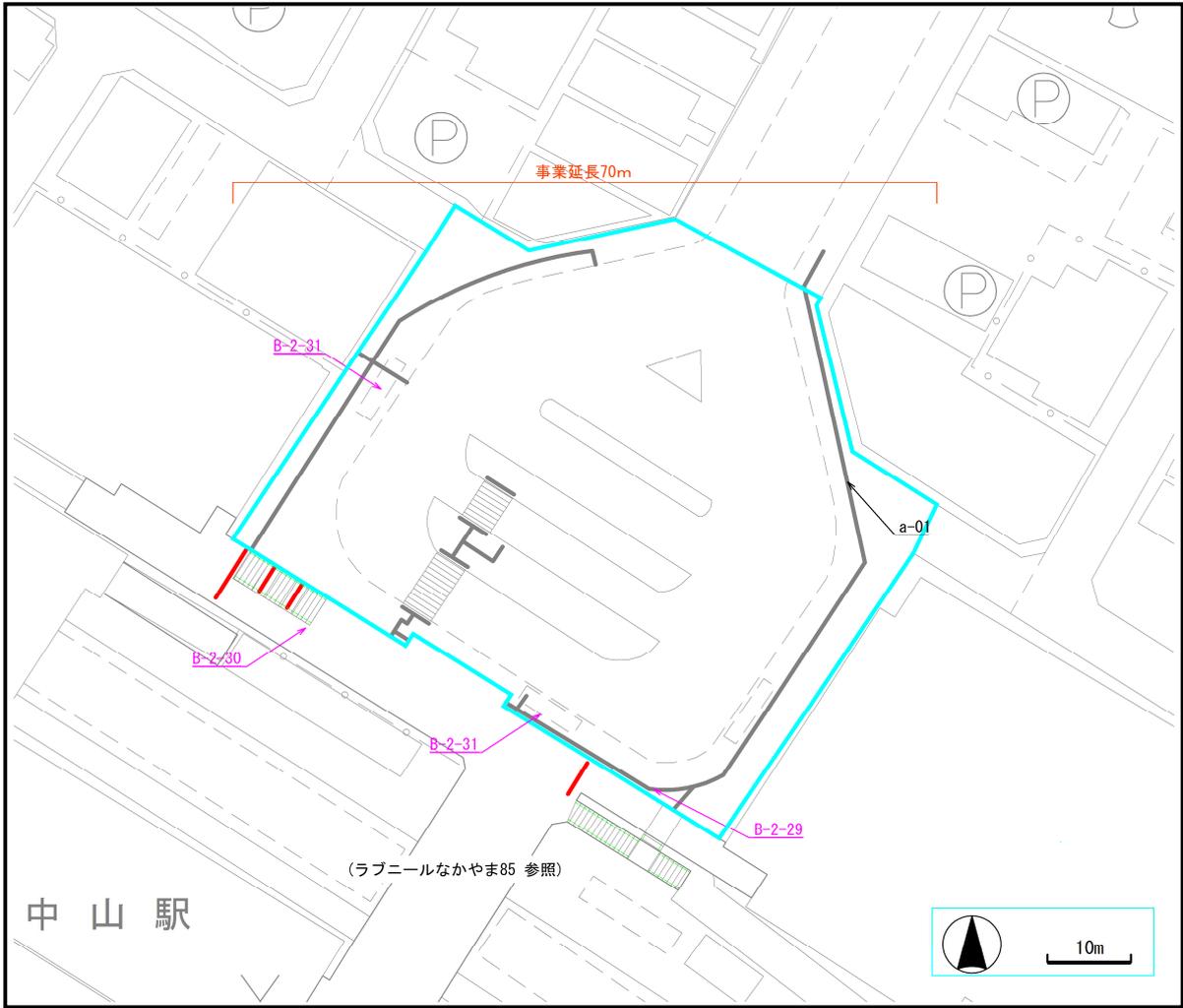
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 ラブニールなかやま85 事業区間 ラブニールなかやま85 事業延長 100m 事業実施予定期間 2027年度				
【整備方針】 課題: 手すりが1段となっている 手すり端部に点字表示が設置されていない 視覚障害者誘導用ブロックと路面の輝度比が不十分 対策: 手すりを1段追加する 手すり端部に点字表示を設置する 視覚障害者誘導用ブロックを再設置する				
【事業内容】				
	整備項目	事業量	箇所番号	備考
手すりを1段追加	m	75.6	B-2-25	
手すり端部に点字表示を設置	箇所	20	B-2-26	
視覚障害者誘導用ブロックの再設置	m ²	7.1	B-2-28	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 B-2-25: 手すりの追加は、既設の手すり高さから、既設手すりを存置したまま1段を追加することが可能と思われるが、今後には詳細な検討が必要である				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:中山駅北口駅前広場

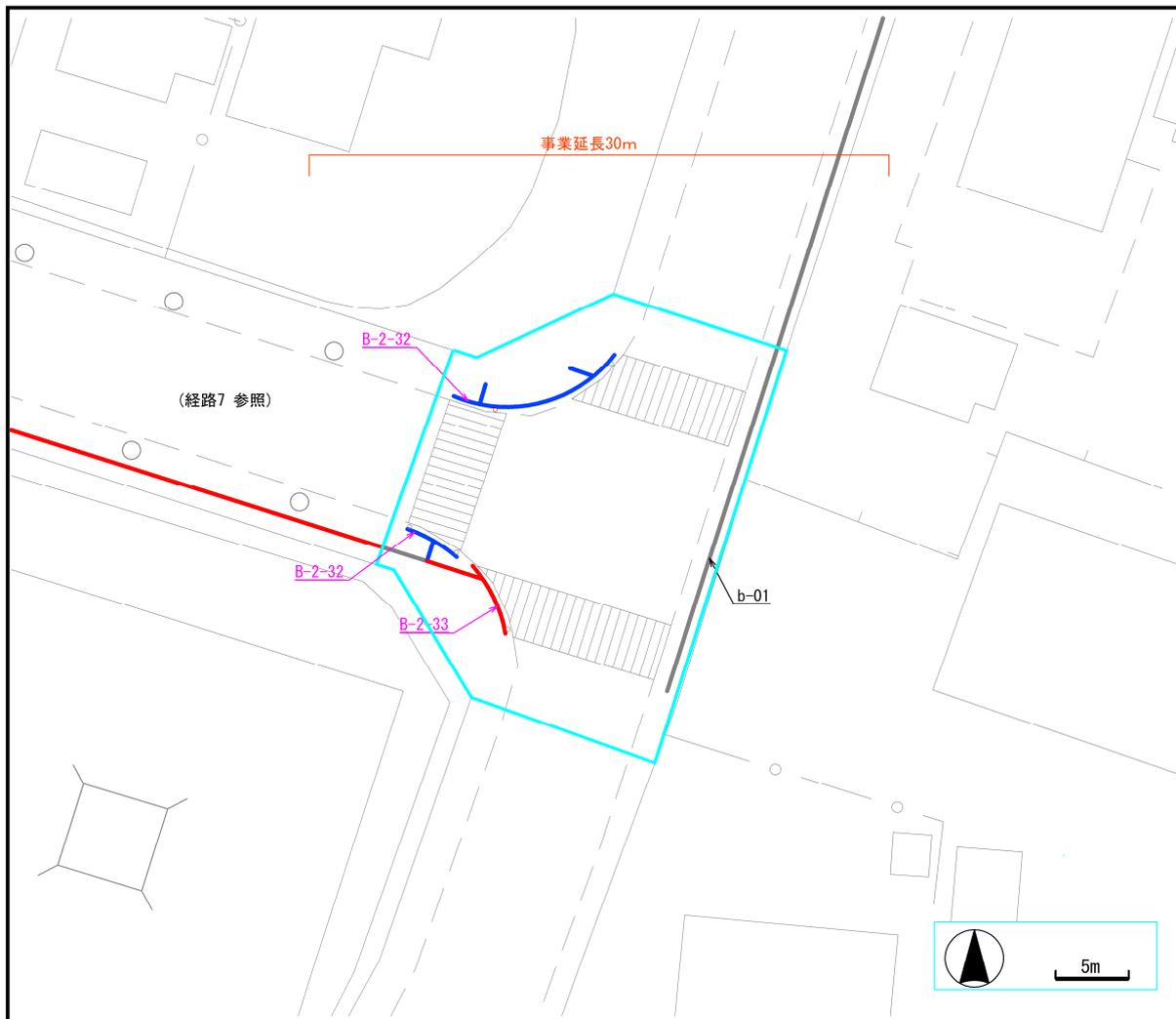
道路特定事業計画書【生活関連経路】 経路名 中山駅北口駅前広場 事業区間 中山駅北口駅前広場 事業延長 70m 事業実施予定期間 2027年度				
【整備方針】 課題: マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 歩道に段差がある バス停車時に車両と歩道の隙間が大きい 対策: マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置する 舗装を補修する バス車両の停車位置の見直しをする				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	0.2	B-2-29	
舗装補修による段差改善	-	-	B-2-30	対策済み
街渠改修(バス停車位置変更)	m	27.5	B-2-31	実施時期:中期
バスシェルターの移設(バス停車位置変更)	箇所	2	B-2-31	実施時期:中期
舗装の打ち換え(バス停車位置変更)	m ²	36.8	B-2-31	実施時期:中期
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	0.2	a-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 B-2-31:バス車両の停車位置の見直しはバス事業者と調整が必要				



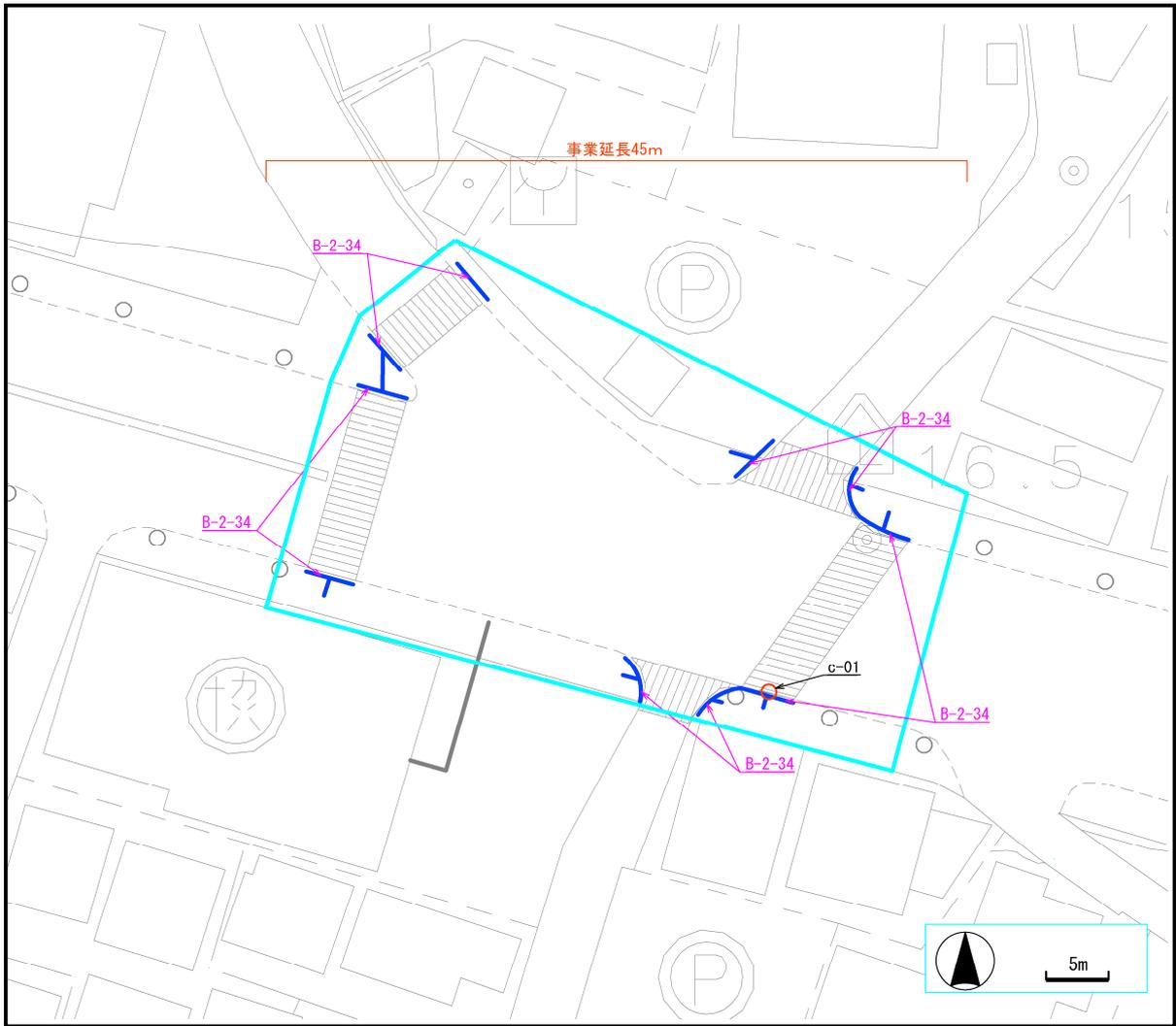
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:都橋南側交差点

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		都橋南側交差点		
事業区間		都橋南側交差点		
事業延長		30m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する 視覚障害者誘導用ブロックを改修する マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを新設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	6.9	B-2-32	
ボラードの再配置	本	1	B-2-32	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	m ²	4.0	B-2-33	
マンホール蓋上に視覚障害者誘導用ブロックを設置	m ²	0.3	b-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



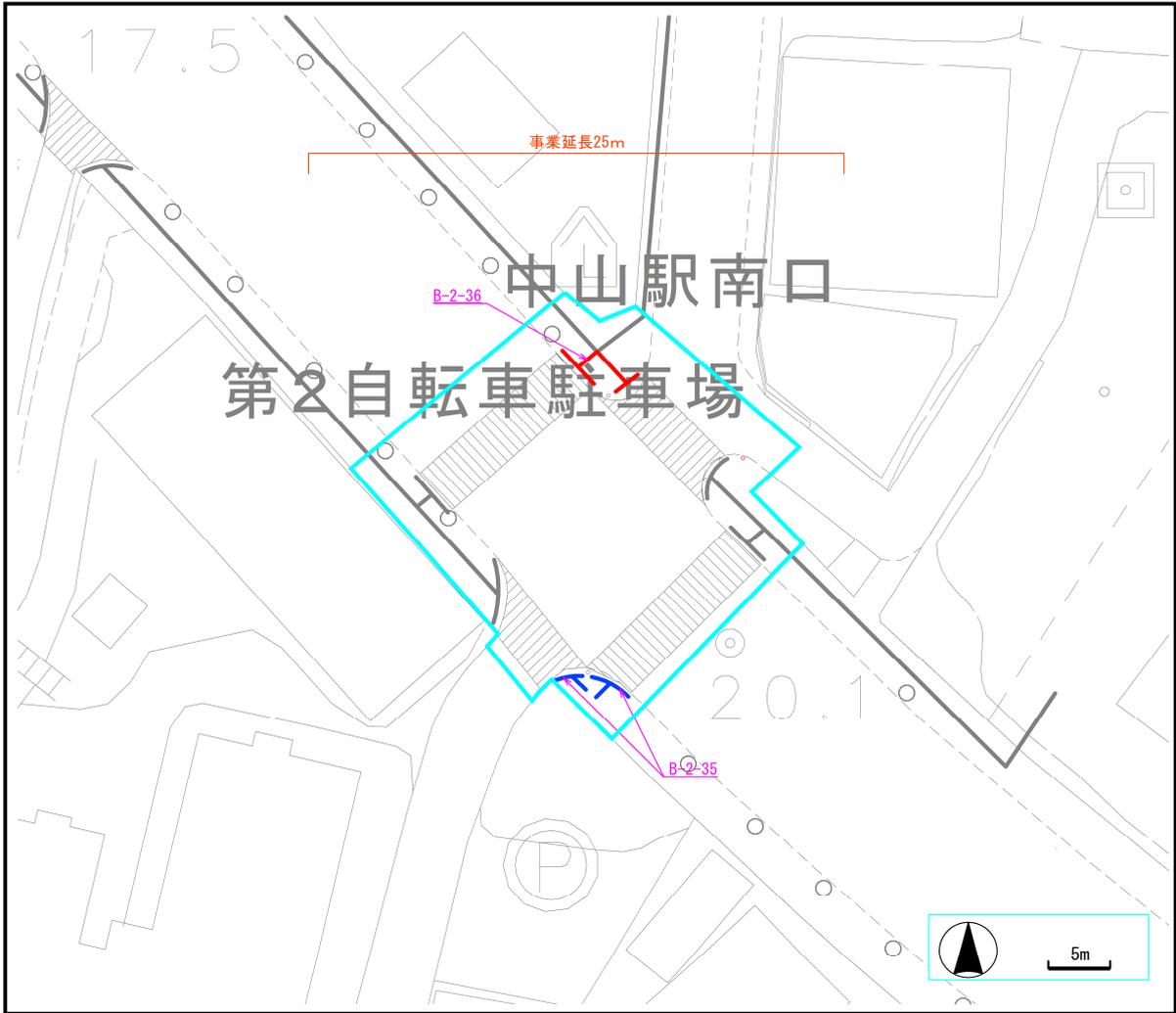
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



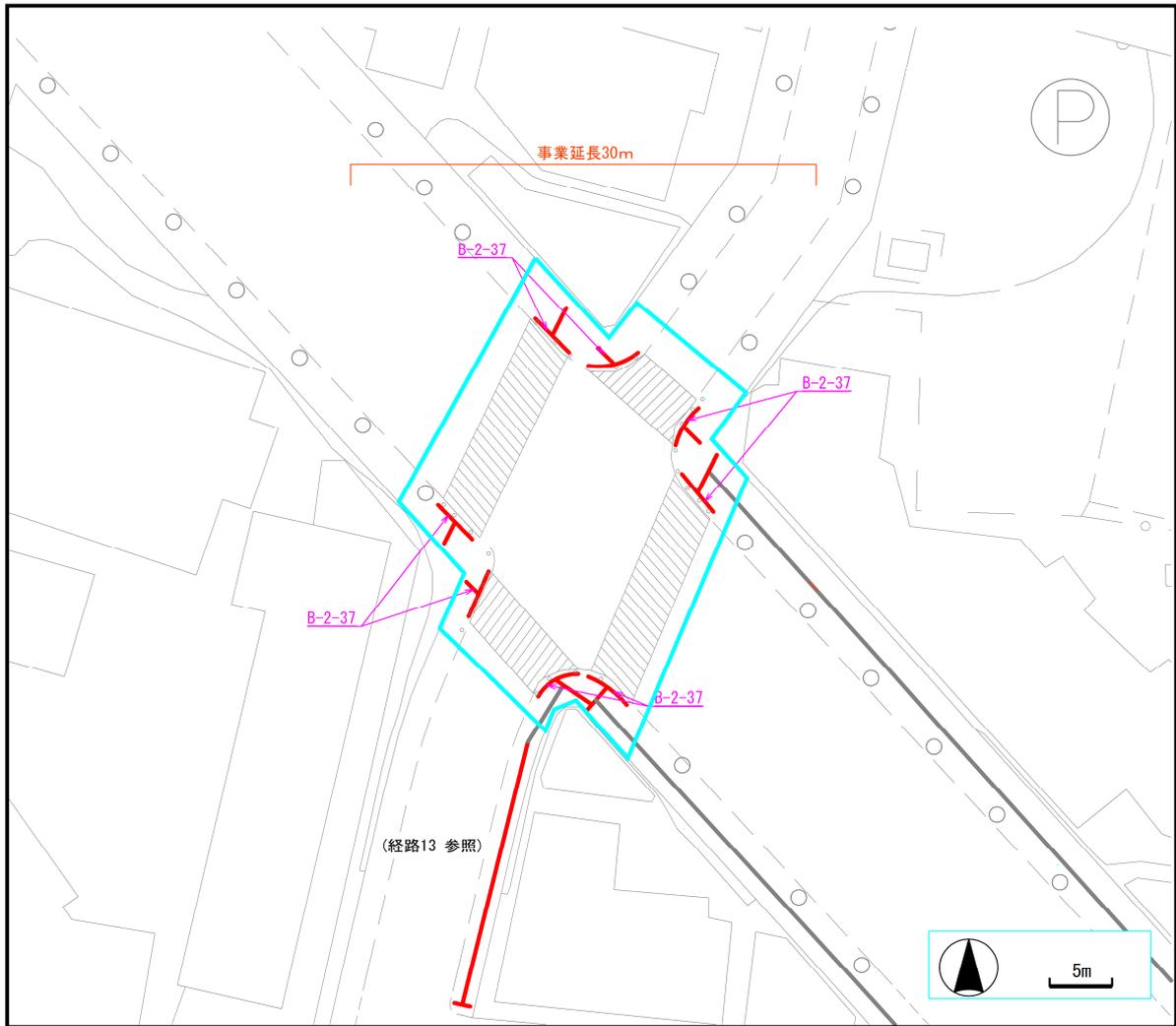
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■中山駅周辺:中山駅南口入口交差点

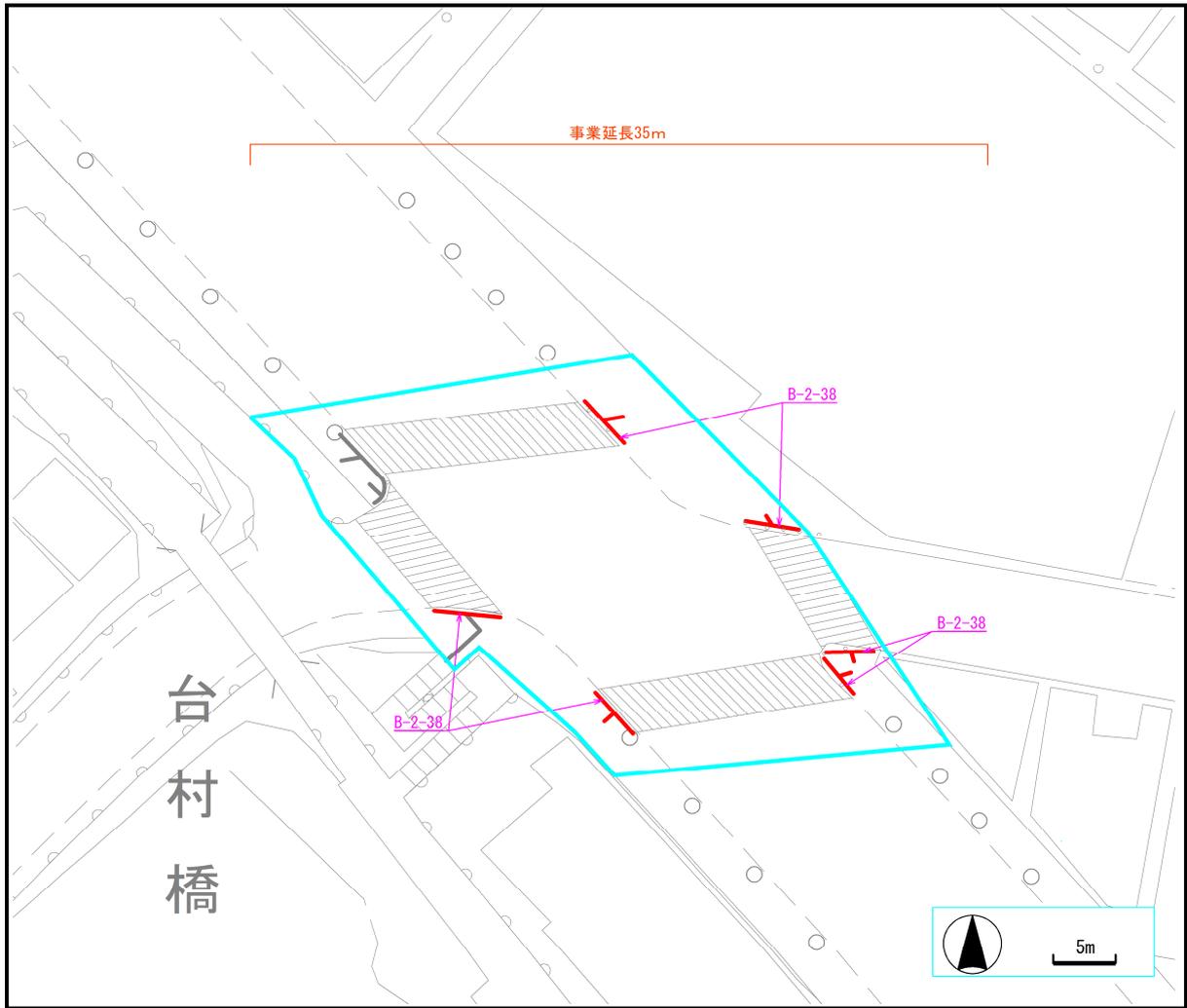
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		中山駅南口入口交差点		
事業区間		中山駅南口入口交差点		
事業延長		25m		
事業実施予定期間		2027年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する 視覚障害者誘導用ブロックを改修する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	4.4	B-2-35	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	m ²	1.4	B-2-36	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



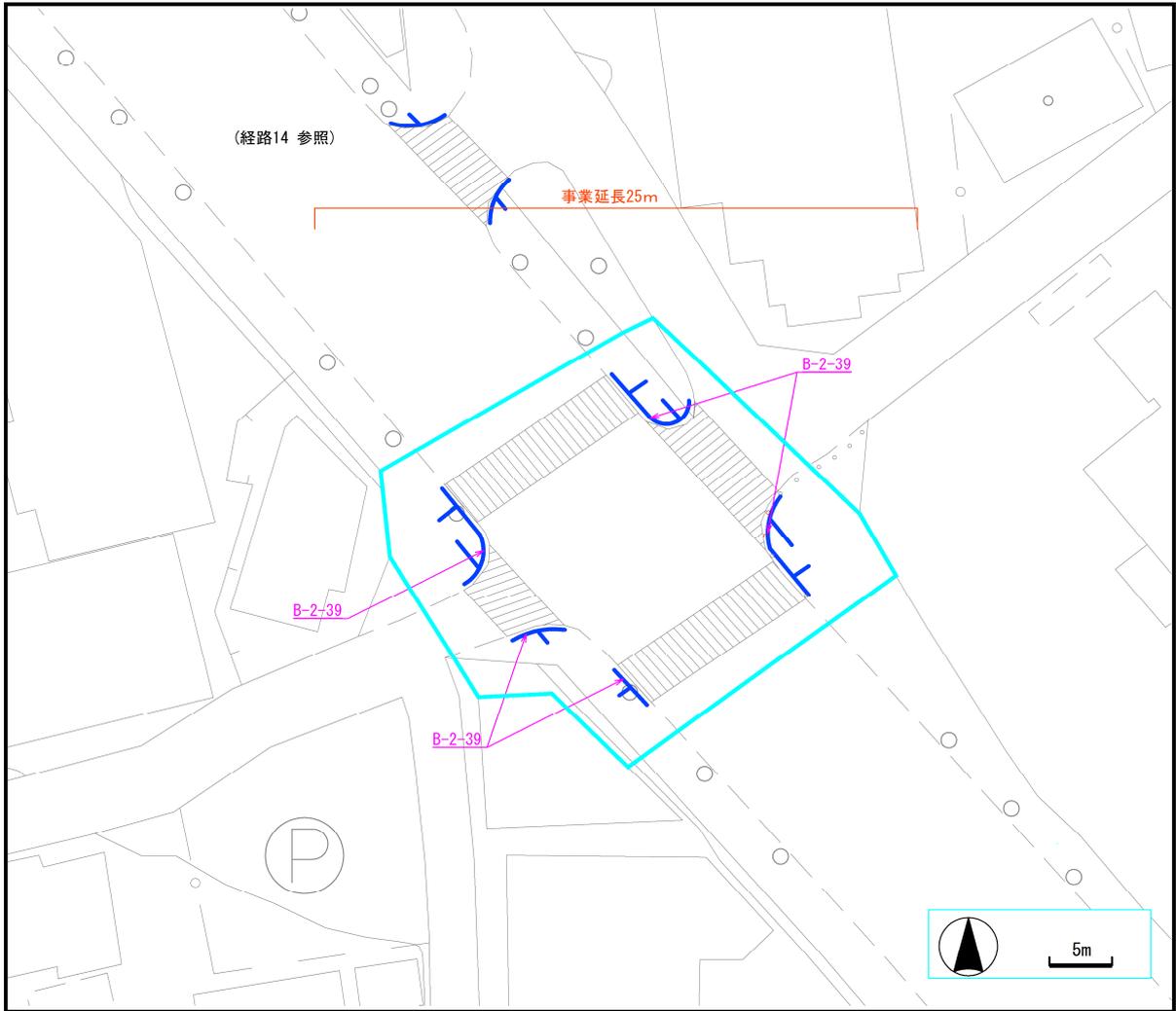
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

(3) 鴨居駅周辺地区

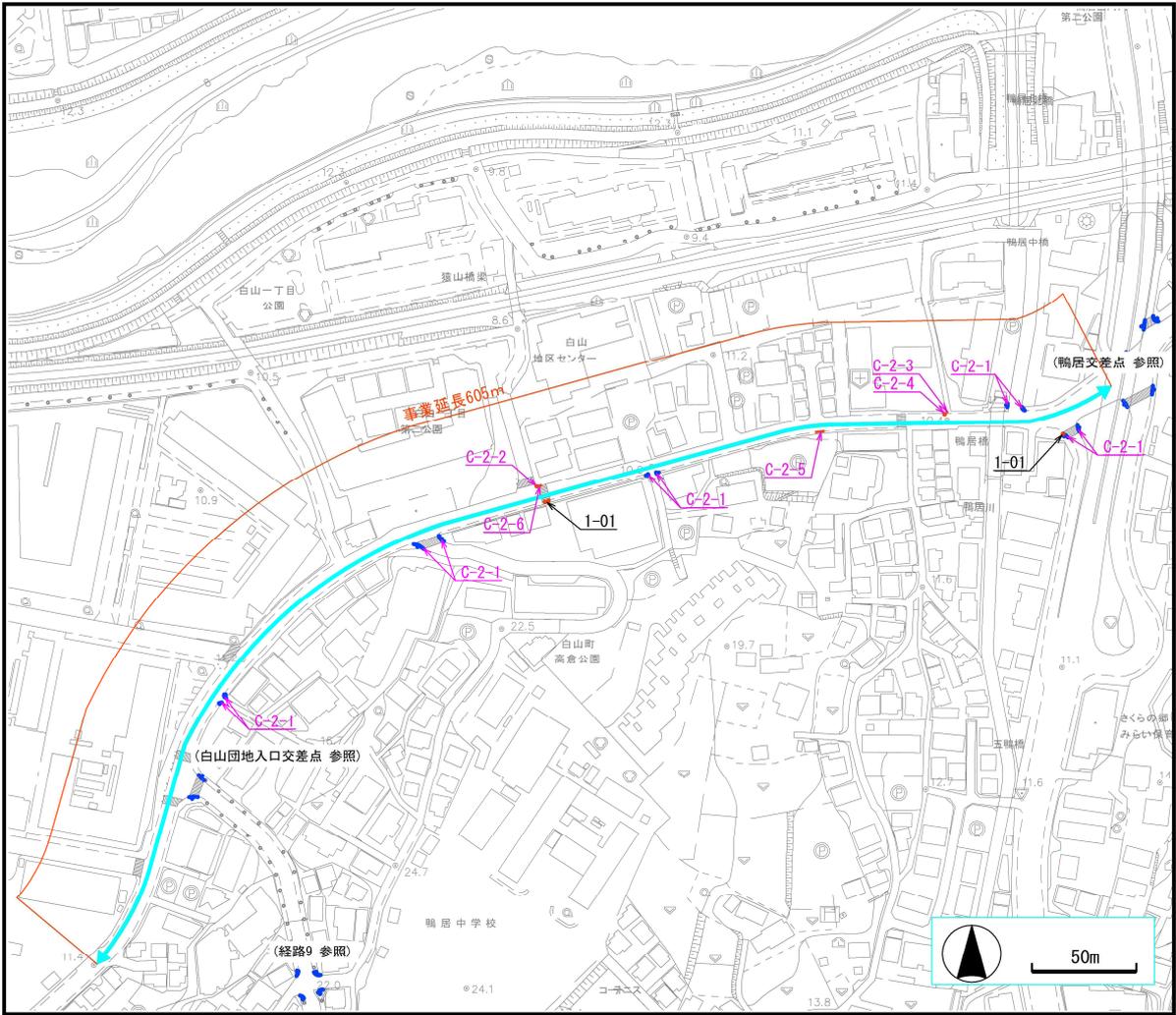
・個別経路の事業計画

【鴨居駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間	事業内容														事業実施予定計画 (年度)					備考							
	経路名称	道路構造の改修			視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修		その他										2024	2025	2026		2027	2028	中期 (2029~2033)	長期 (今後機会を捉え検討)			
		事業延長	緑石の再設置	舗装の打ち換え	新設	改修	細目グレーチング蓋へ交換	側溝蓋	集水樹蓋	側溝蓋	街渠樹蓋	緑塊の取替	側溝蓋に現場打ち	鉄蓋部分の補修	ボラードの再配置	ボラードの撤去									緑石の取り換え	手すりを設置	階段ノンスリップ設置
m	m	m2	m2	m2	箇所	m	箇所	箇所	個	m	箇所	本	本	m	m	m	箇所										
経路1	605	8	8	22		2		3	3	4		2														電柱移設は電柱所有者との調整が必要のため、中期まで実施	
経路2	690					1	5																				
経路3	365			6		1																					
経路9	135			9																							
経路11	320	5	10	13		1		1	1		2													1		電柱移設は電柱所有者との調整が必要のため、中期まで実施	
経路13	550					3																					
経路15	480			17		15		3	3						2												
経路19	640		412	1	2	5	8					2	2					90								橋の勾配改善は橋掛替時に実施するため、長期まで実施	
鴨居駅ふれあい橋	60				6											12	245										
鴨居駅南口駅前広場	45					1																					
白山団地入口交差点	30			7								1															
鴨居交差点	50			23				1	1			2															
竹山団地入口交差点	15			7				1	1																		
鴨居駅前交差点	20				10																						
鴨居駅東交差点	35			14																							
東本郷団地入口交差点	25			12				4	4			2															

■鴨居駅周辺:経路1

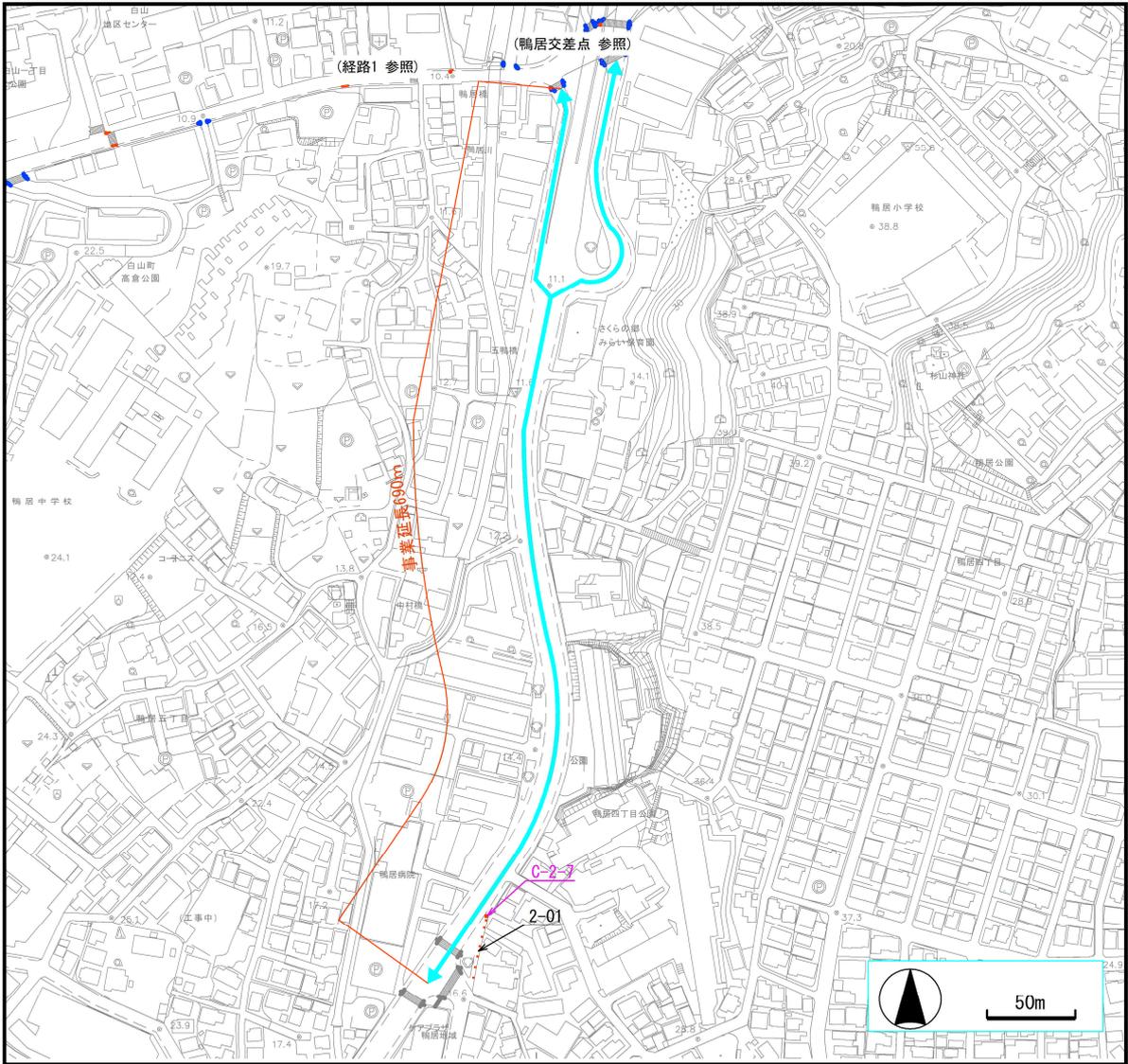
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道青砥上星川		
事業区間		市営バス緑営業所～鴨居交差点の区間		
事業延長		605m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 粗目グレーチング蓋が使用されている 電柱が通行の支障になっている 切り下げが不要 側溝蓋が損傷している 粗目街渠柵蓋が使用されている				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する 細目グレーチング蓋へ交換する 電柱を移設する 縁石の再設置、舗装の打ち換え 側溝蓋に現場打ち蓋の設置(KCフォーム) バリアフリータイプ蓋へ交換				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	21.3	C-2-1	
ボラードの再配置	本	2	C-2-1	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-2	
電柱を移設	箇所	1	C-2-3	実施時期:中期
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-4	
歩道の設置(縁石の再設置)	m	7.2	C-2-5	
歩道の設置(舗装の打ち換え)	m ²	7.2	C-2-5	
側溝蓋に現場打ち蓋の設置	m	4.0	C-2-6	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	3	1-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	3	1-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
C-2-3:電柱の移設は電柱所有者との調整が必要				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:経路2

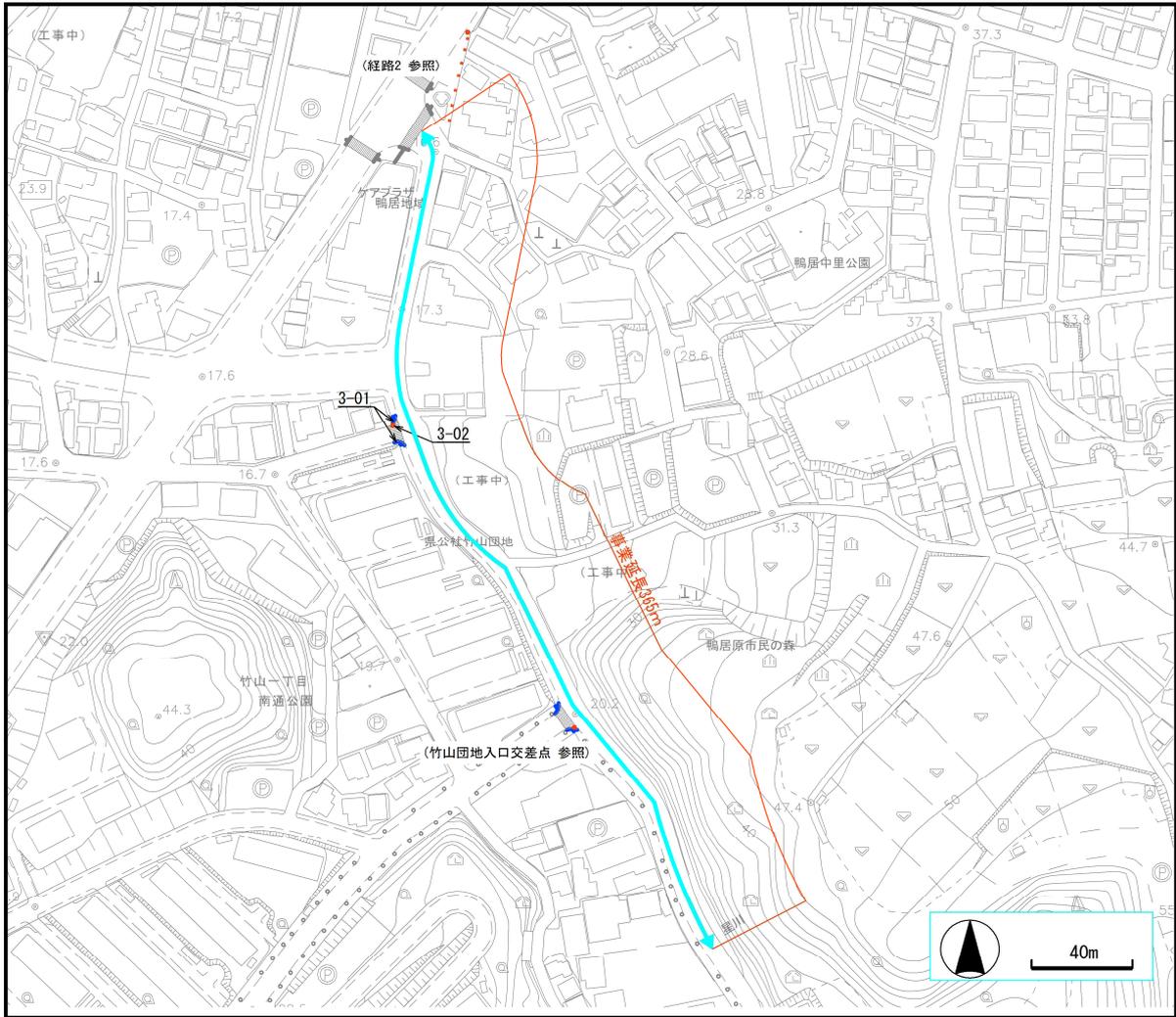
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道青砥上星川、鴨居上飯田線、鴨居第215号線		
事業区間		鴨居交差点～鴨居病院付近の区間		
事業延長		690m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：粗目グレーチング蓋が使用されている				
対策：細目グレーチング蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-7	
細目グレーチング蓋へ交換(側溝蓋)	m	4.2	2-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



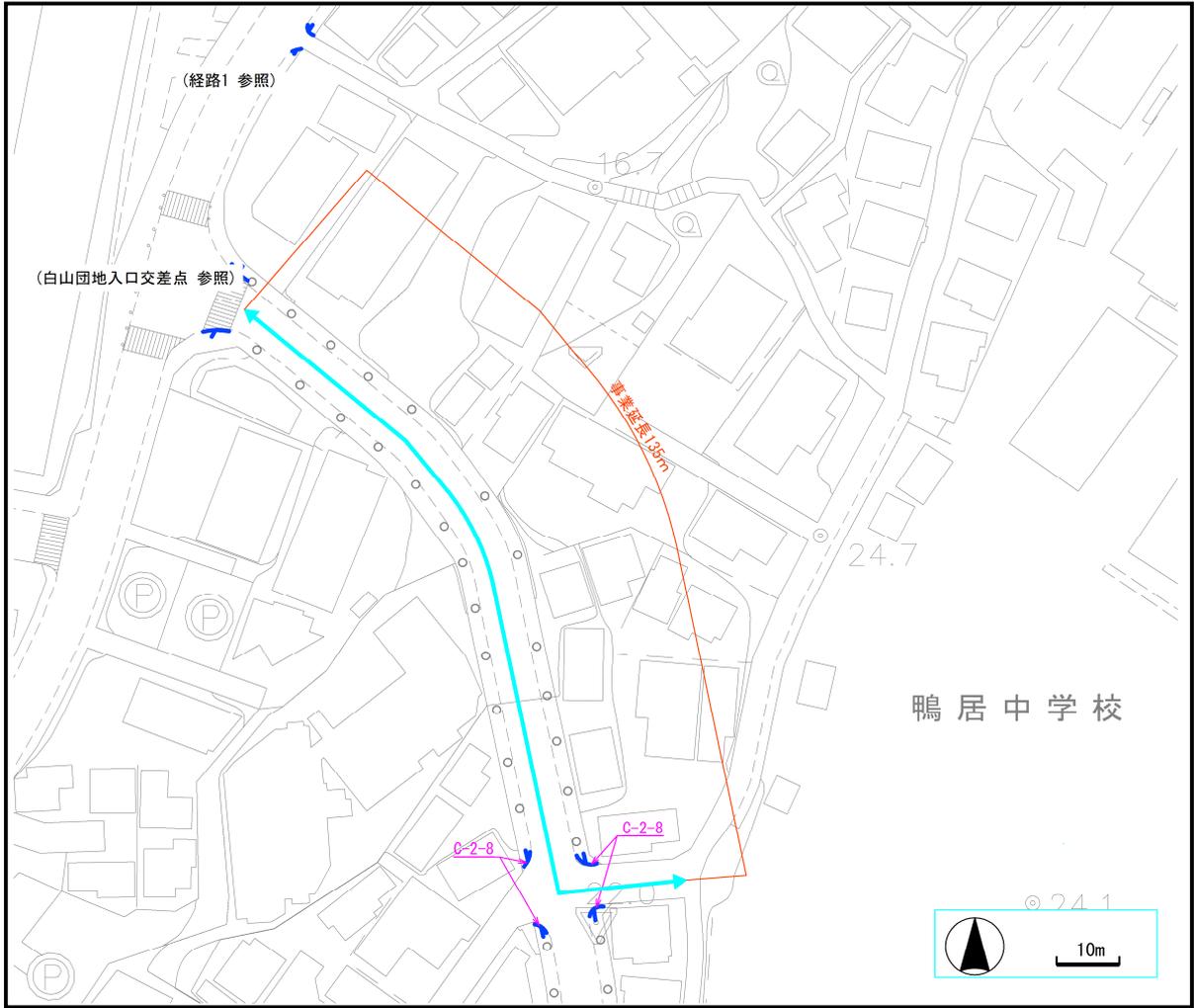
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:経路3

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		県道青砥上星川		
事業区間		鴨居病院付近～鴨居原市民の森付近の区間		
事業延長		365m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 粗目グレーチング蓋が使用されている				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する 細目グレーチング蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	5.1	3-01	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	3-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



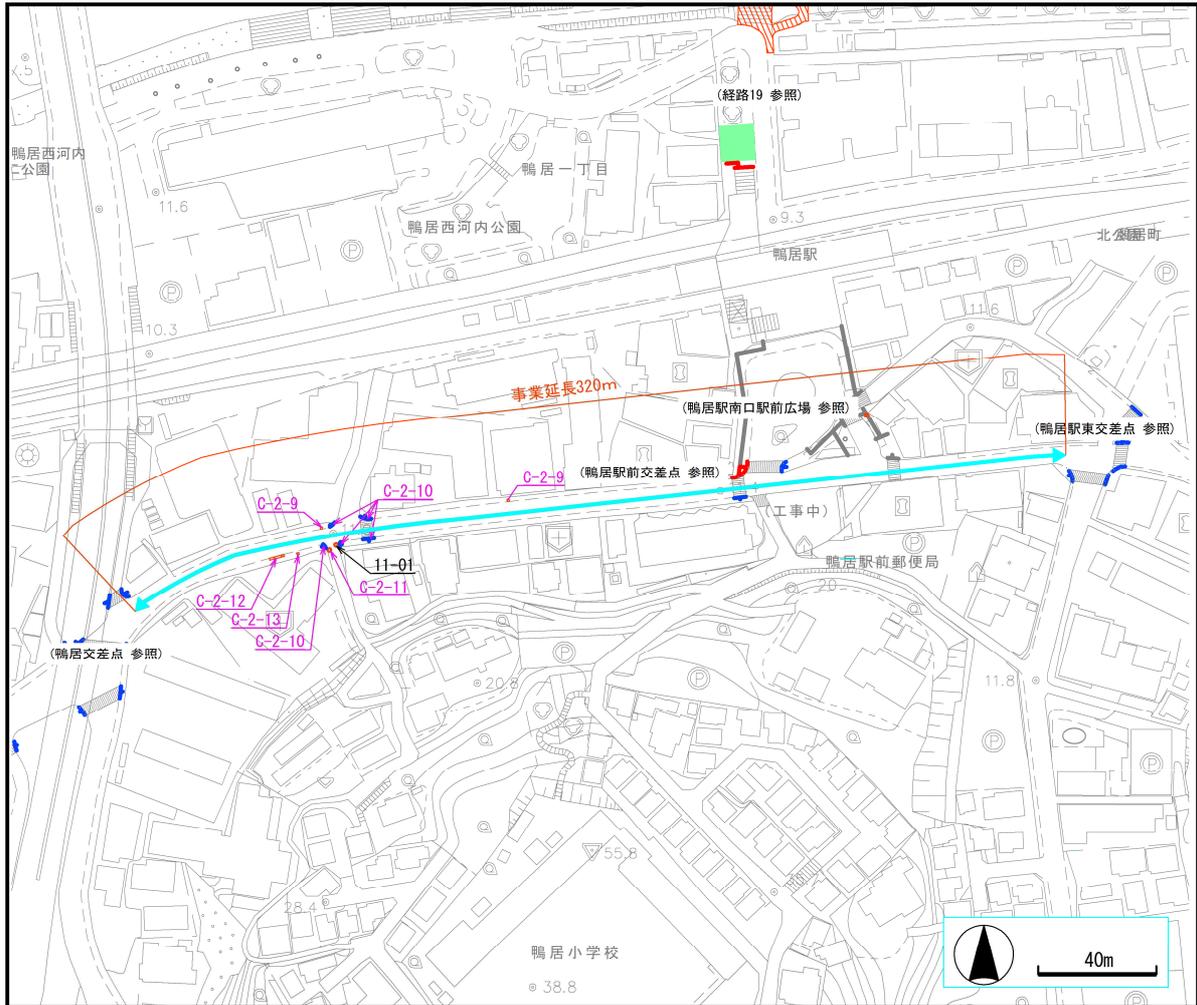
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



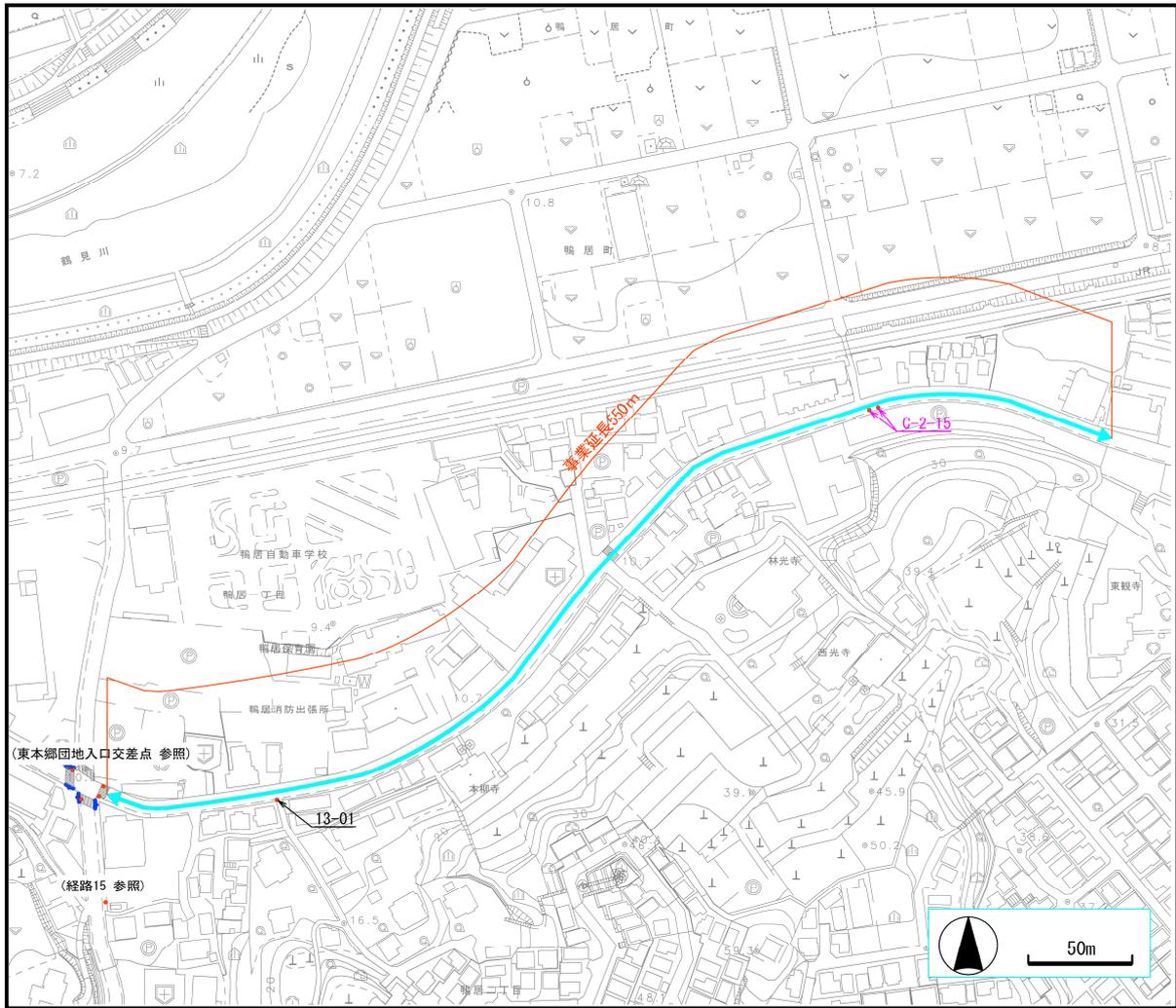
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:経路11

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		鴨居第88号線		
事業区間		鴨居交差点～鴨居駅東交差点の区間		
事業延長		320m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：鉄蓋部分のがたつき 視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 粗目グレーチング蓋が使用されている 歩道の切り下げが適切でない 電柱が通行の支障となっている 粗目街渠柵蓋が使用されている				
対策：鉄蓋部分を改修、縁石の改修、据え直しをする 視覚障害者誘導用ブロックを新設する 細目グレーチング蓋へ交換する 縁石の再設置・舗装の打ち換えを行う 電柱を移設する バリアフリータイプ蓋へ交換				
【事業内容】				
		事業量	箇所番号	備考
鉄蓋部分の補修検討(縁石の改修、据え直し)	箇所	2	C-2-9	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	12.5	C-2-10	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-11	
歩道上の切下げの改修を検討(縁石の再設置)	m	4.8	C-2-12	
歩道上の切下げの改修を検討(舗装の打ち換え)	m ²	9.6	C-2-12	
電柱を移設	箇所	1	C-2-13	実施時期:中期
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	11-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	11-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
C-2-13:電柱の移設は電柱所有者との調整が必要				



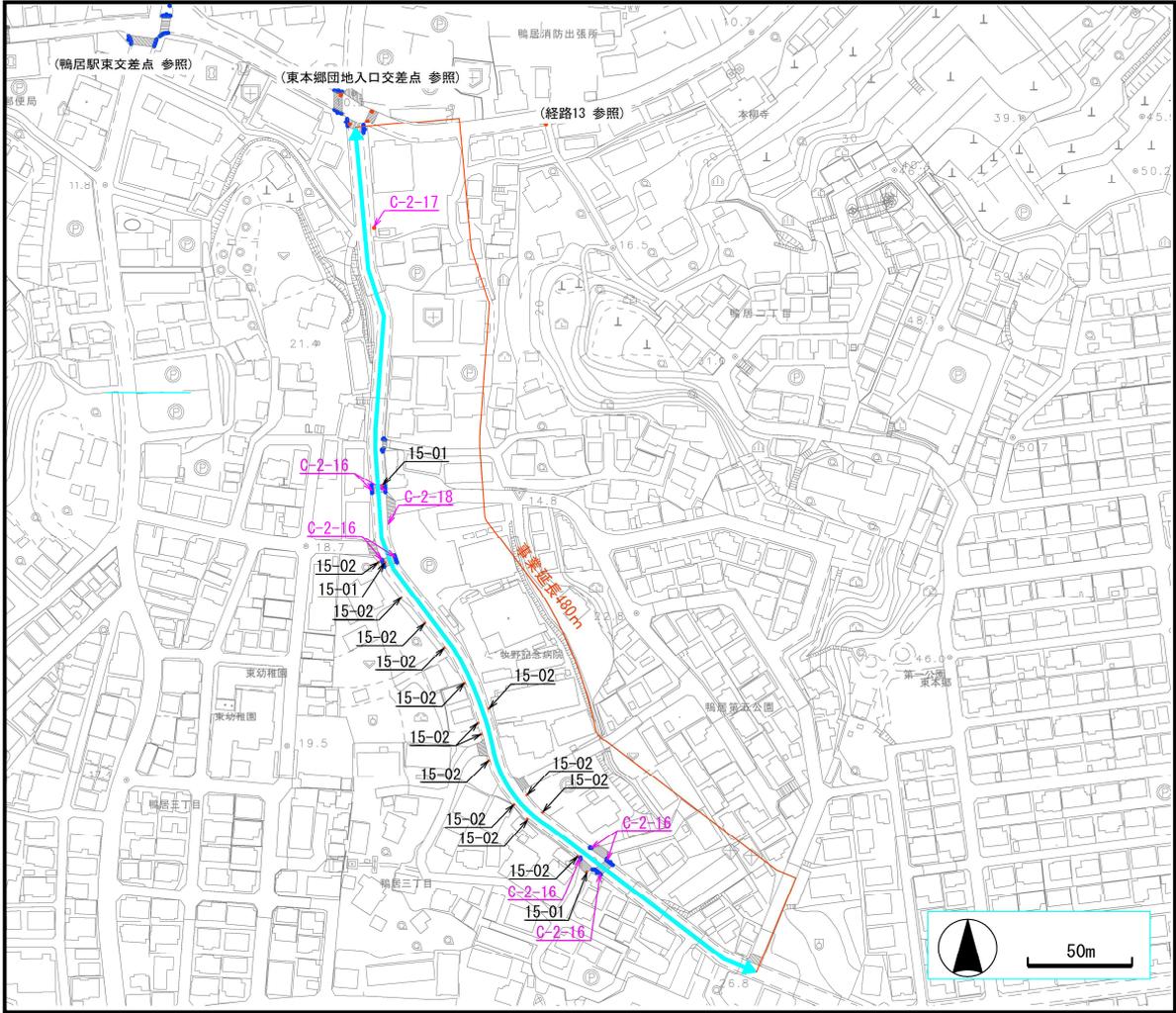
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:経路15

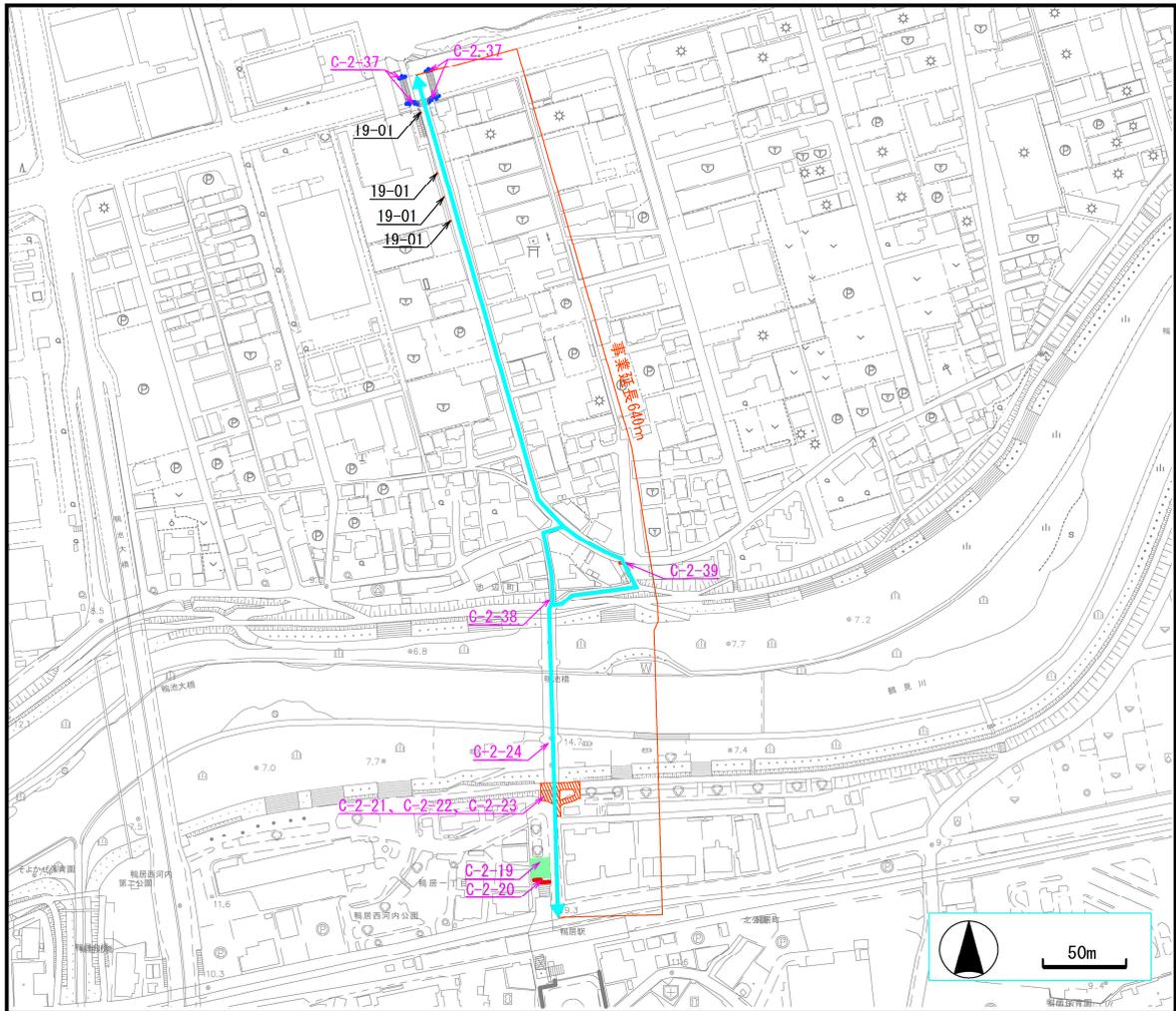
道路特定事業計画書 【生活関連経路】				
経路名		東本郷第65号線		
事業区間		東本郷団地入口交差点～牧野リハビリテーション病院の区間		
事業延長		480m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
<p>課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 粗目グレーチング蓋が使用されている 歩車道境界ブロックの段差が大きい 粗目街渠柵蓋が使用されている</p> <p>対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する 細目グレーチング蓋へ交換する 歩者道境界ブロックを改善する バリアフリータイプ蓋へ交換</p>				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置検討(新設)	m ²	16.5	C-2-16	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-17	
縁石の取り換え	m	1.5	C-2-18	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	3	15-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	3	15-01	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	14	15-02	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺：経路19

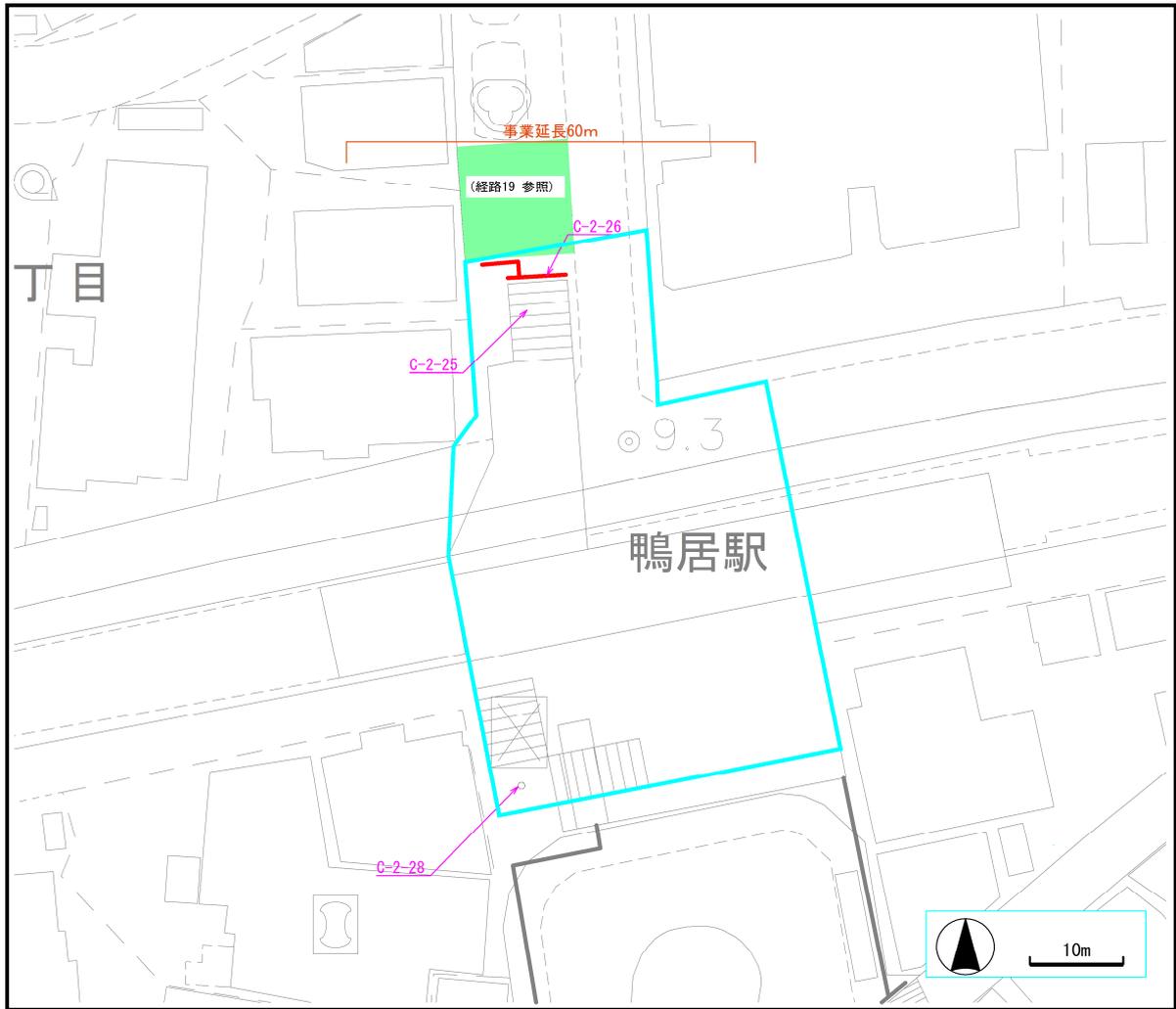
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名 川和第313号線、川和第369号線、鴨居第35号線				
事業区間 鴨居駅(北口)～ららぽーと横浜の区間				
事業延長 640m				
事業実施予定期間 2028年度				
【整備方針】				
課題：歩道の勾配が急である				
視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない				
階段、舗装に損傷・段差がある				
階段が滑りやすい				
視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない				
ボラードが適切に設置されていない				
粗目グレーチング蓋が使用されている				
対策：舗装の打ち換えを行う				
視覚障害者誘導用ブロックを改修する				
舗装の打ち換えを行う				
階段の段鼻のテープをノンスリップに貼替える				
視覚障害者誘導用ブロックを新設する				
ボラードの設置基準に沿って移設・撤去する				
細目グレーチング蓋へ交換する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
舗装の打ち換え	m ²	156.0	C-2-19	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	m ²	1.5	C-2-20	
舗装の打ち換え	m ²	256.0	C-2-21	
			C-2-22	
			C-2-23	
鴨池橋の勾配改善の検討	-	-	C-2-24	実施時期：長期
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	0.6	C-2-37	
ボラードの再配置	本	2	C-2-37	
ボラードの撤去	本	2	C-2-37	
階段にノンスリップの設置	m	90.0	C-2-38	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	1	C-2-39	
細目グレーチング蓋へ交換(側溝蓋)	m	7.2	C-2-39	
細目グレーチング蓋へ交換(集水柵蓋)	箇所	4	19-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
C-2-19: 勾配改善に対し、舗装打ち換えを想定。今後に測量実施の上、詳細な検討が必要				
C-2-24: 鴨池橋の勾配改善の検討は橋架替時に検討				
C-2-38: 階段の滑り止め対策として、テープではなく耐久性の高いノンスリップの設置を計画				



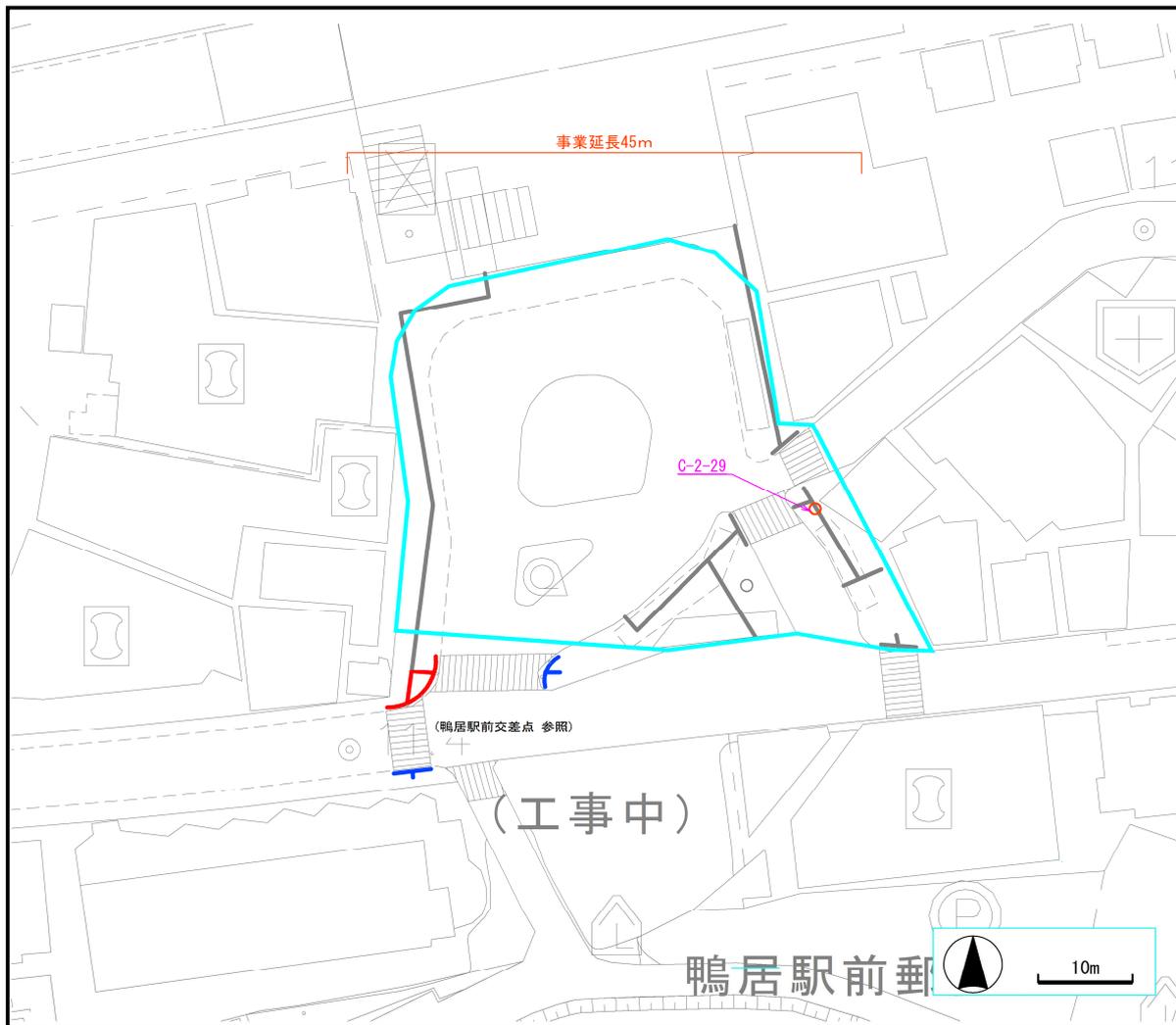
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:鴨居駅ふれあい橋

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		鴨居駅ふれあい橋		
事業区間		鴨居駅ふれあい橋		
事業延長		60m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題: 階段が滑りやすい 視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない 階段の踊り場に手すりが設置されていない				
対策: 階段の段鼻にノンスリップを設置する 視覚障害者誘導用ブロックを改修する 階段の踊り場に手すりを新設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
階段にノンスリップの設置	m	245.0	C-2-25	
視覚障害者誘導用ブロックの改修	㎡	5.1	C-2-26	
階段の踊り場に手すりを設置	m	12.0	C-2-28	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
C-2-25:階段の滑り止め対策として、テープではなく耐久性の高いノンスリップの設置を計画				



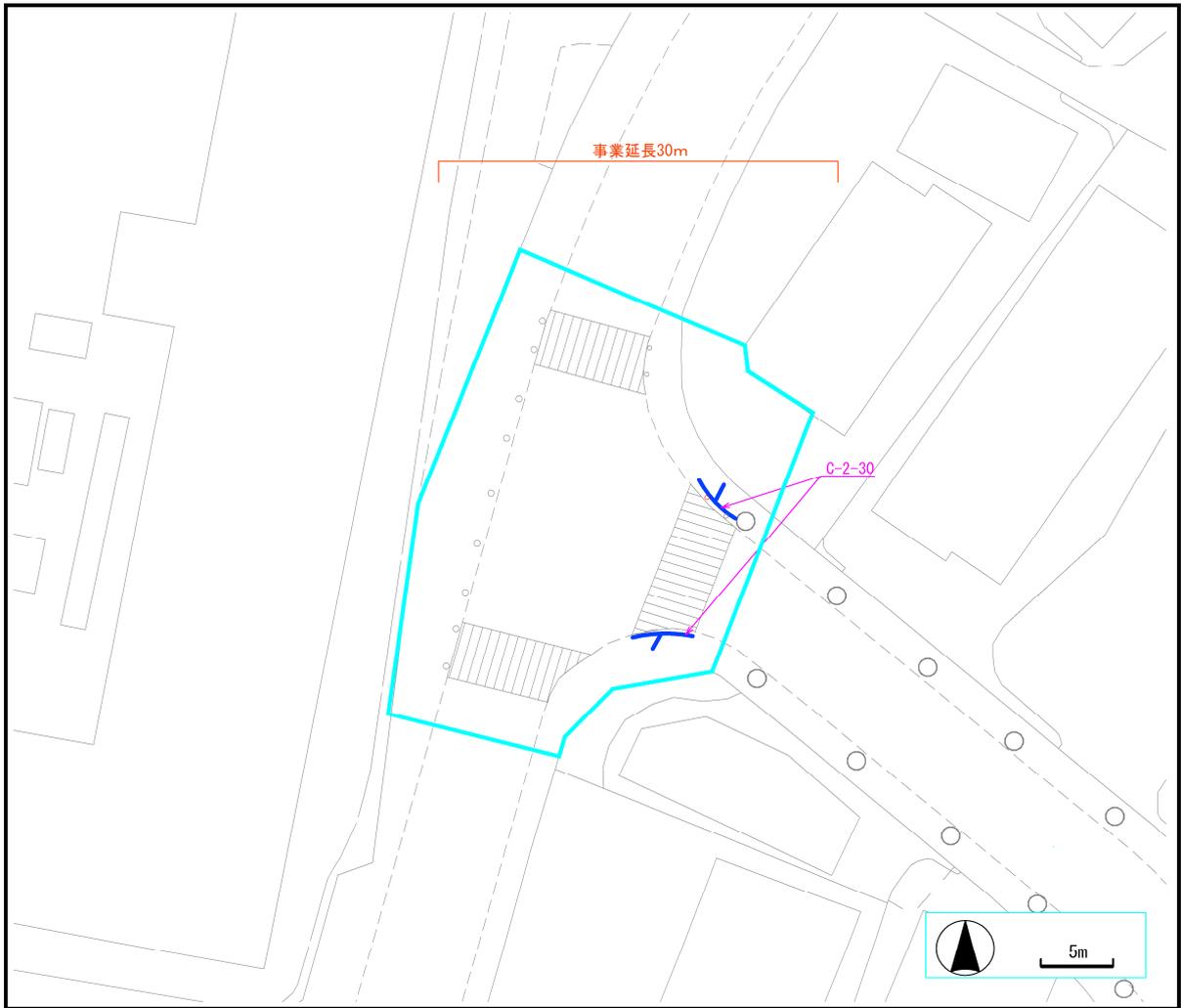
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:白山団地入口交差点

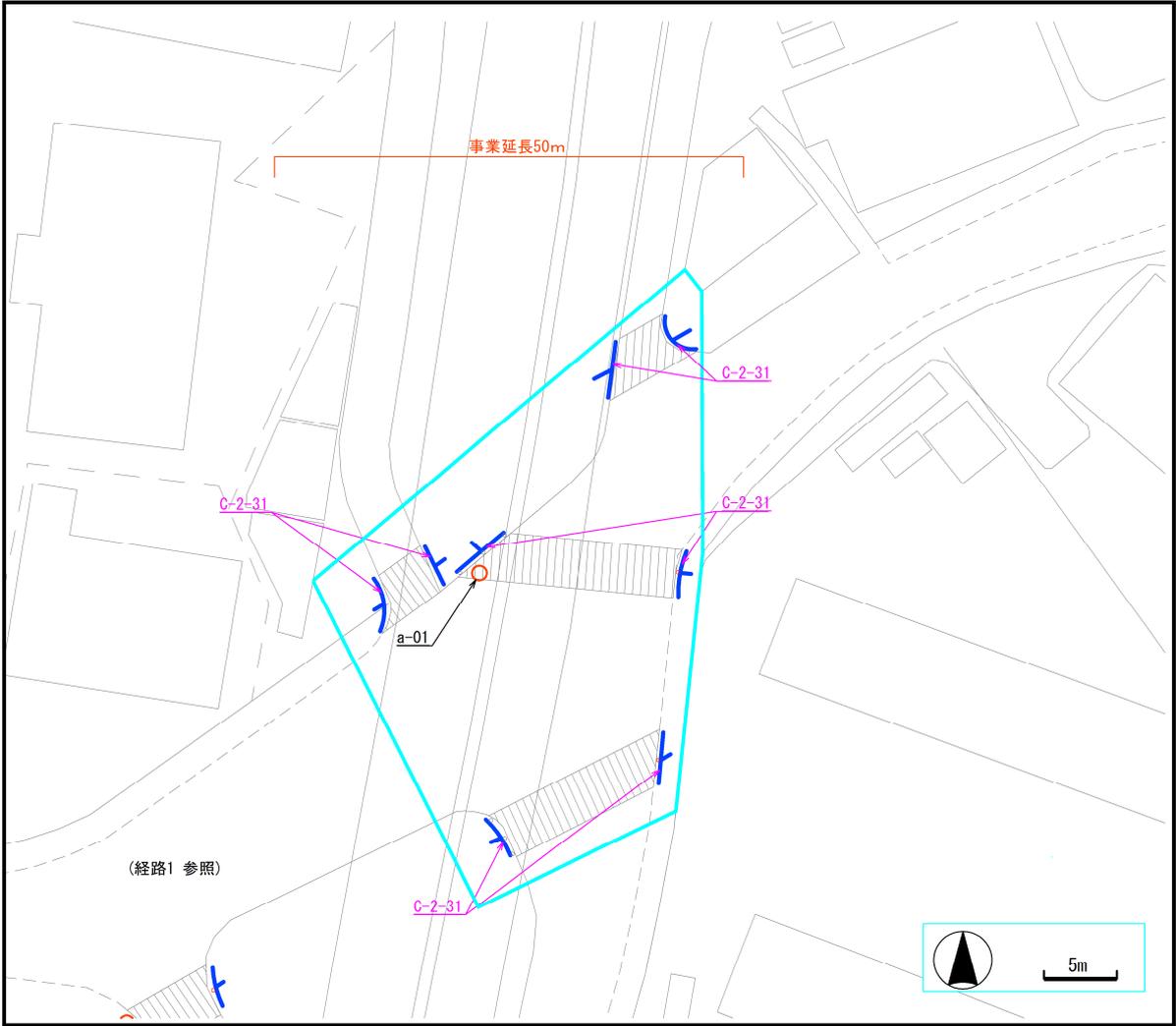
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		白山団地入口交差点		
事業区間		白山団地入口交差点		
事業延長		30m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	6.2	C-2-30	
ボラードの再配置	本	1	C-2-30	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:鴨居交差点

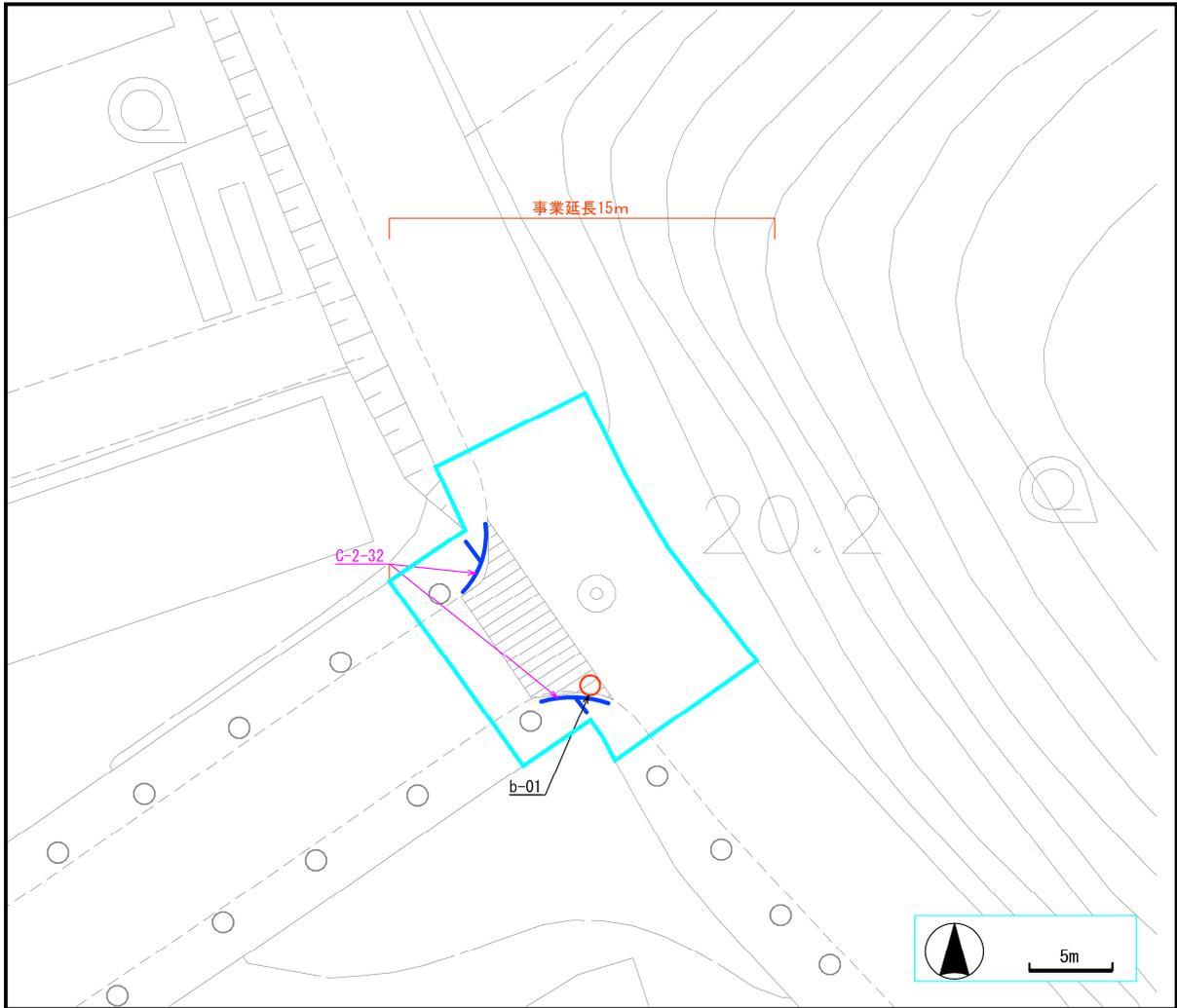
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		鴨居交差点		
事業区間		鴨居交差点		
事業延長		50m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
<p>課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 粗目街渠柵蓋が使用されている</p> <p>対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する バリアフリータイプ蓋へ交換</p>				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	22.8	C-2-31	
ボラードの再配置	本	2	C-2-31	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	a-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	a-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



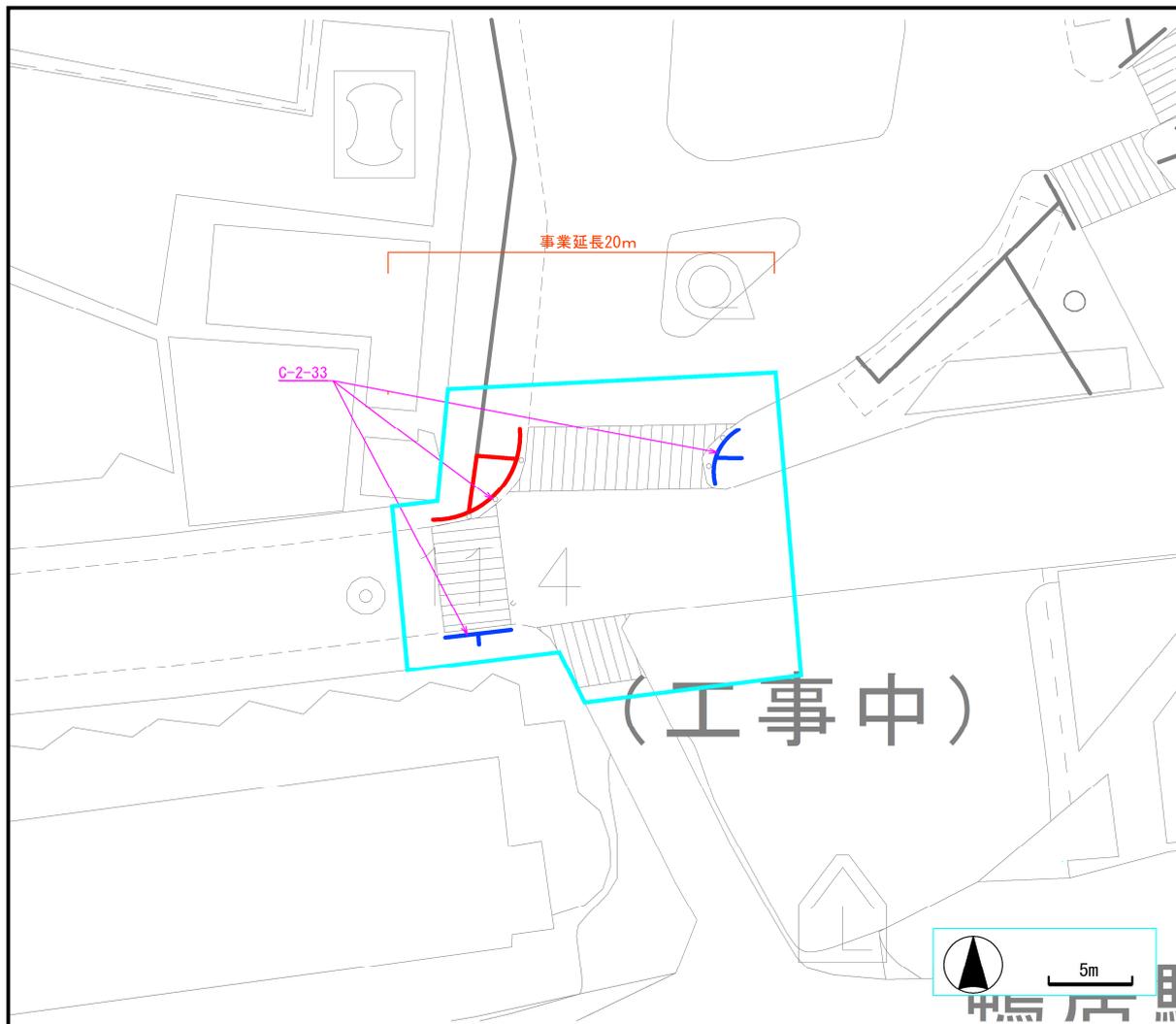
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:竹山団地入口交差点

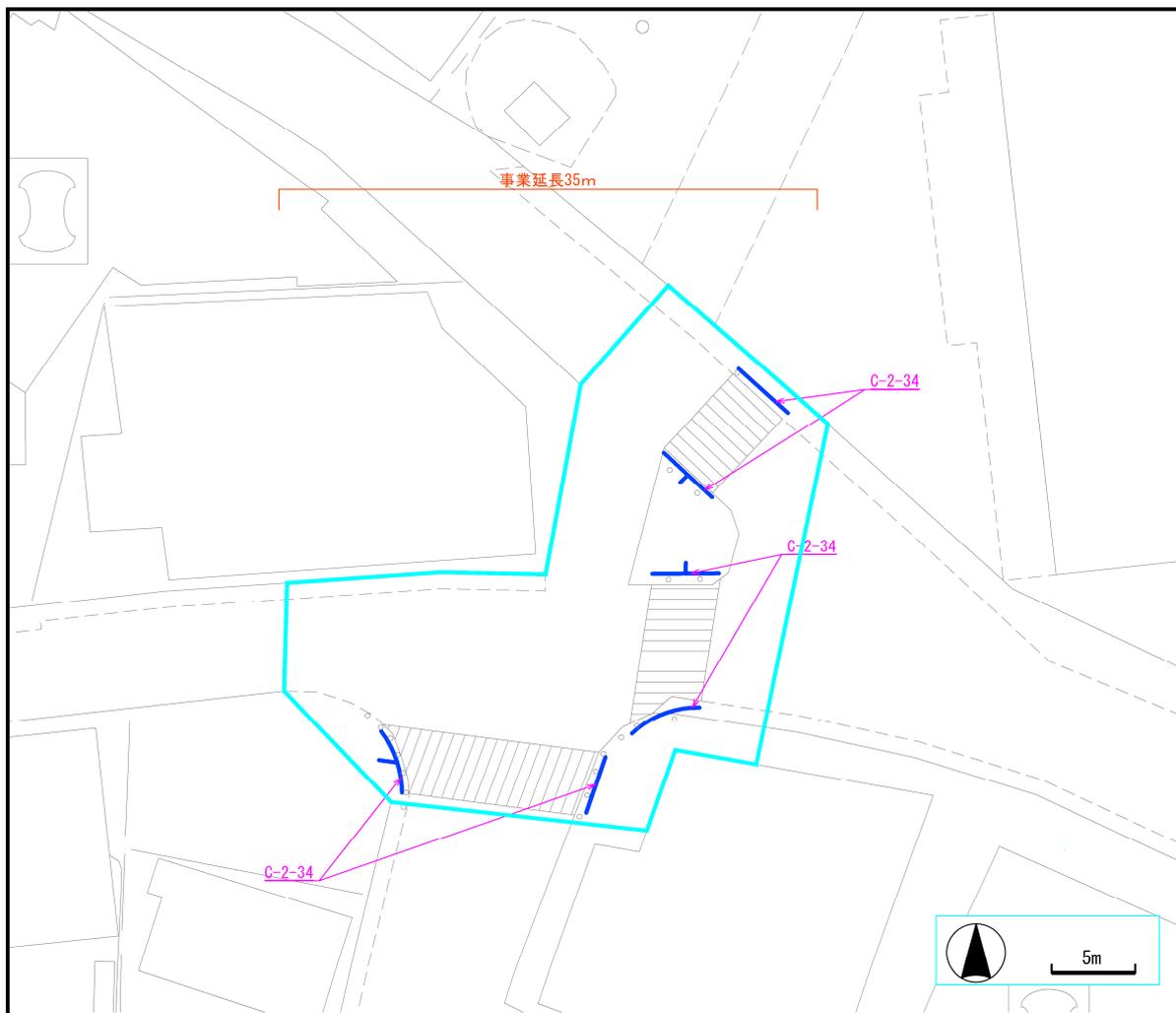
道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		竹山団地入口交差点		
事業区間		竹山団地入口交差点		
事業延長		15m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない 粗目街渠柵蓋が使用されている				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する バリアフリータイプ蓋へ交換				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置	m ²	6.4	C-2-32	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	1	b-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	1	b-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



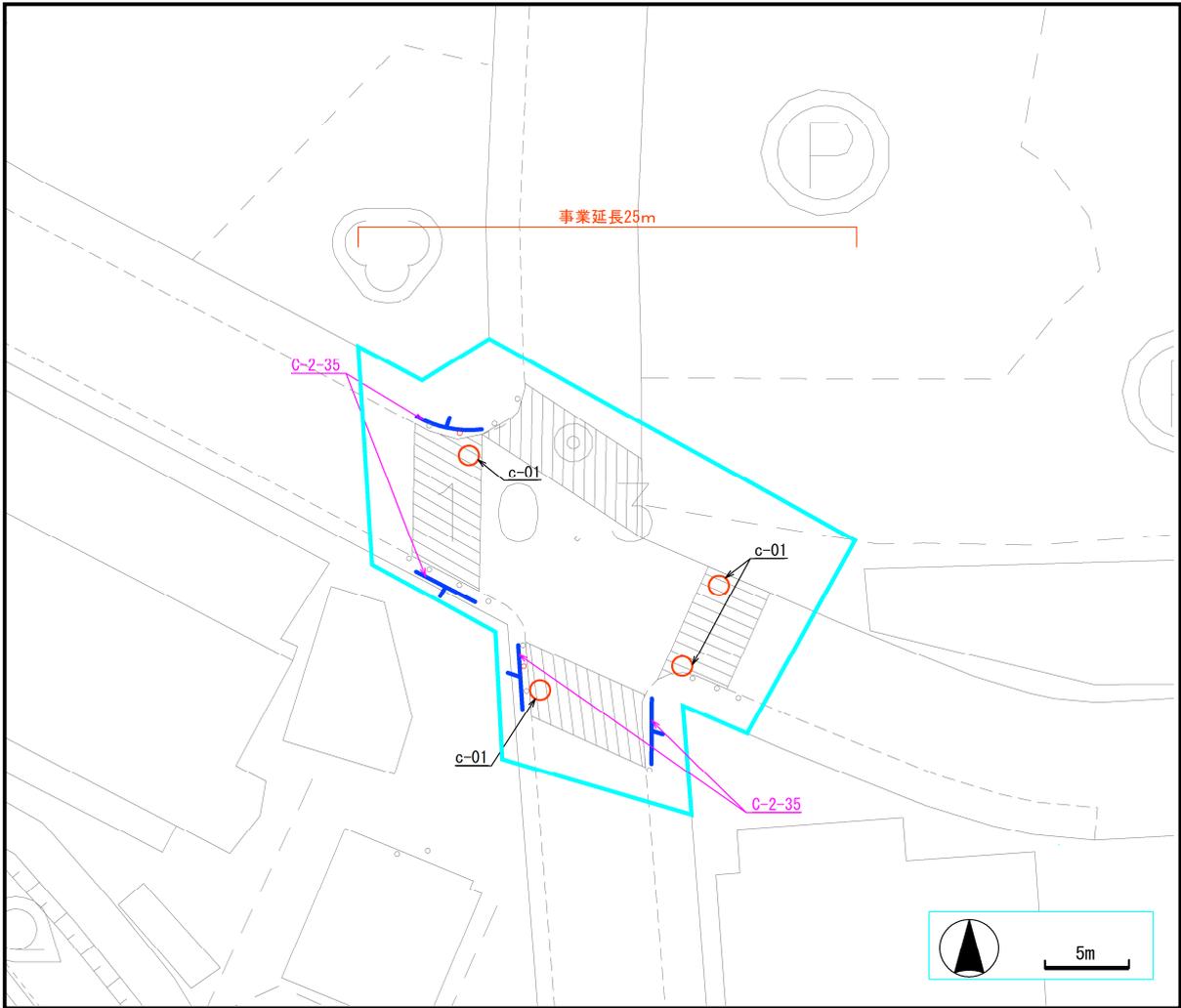
【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

■鴨居駅周辺:東本郷団地入口交差点

道路特定事業計画書【生活関連経路】				
経路名		東本郷団地入口交差点		
事業区間		東本郷団地入口交差点		
事業延長		25m		
事業実施予定期間		2028年度		
【整備方針】				
課題：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない ボラードが適切に設置されていない 粗目街渠柵蓋が使用されている				
対策：視覚障害者誘導用ブロックを新設する ボラードの設置基準に沿って移設する バリアフリータイプ蓋へ交換				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
視覚障害者誘導用ブロックの設置検討(新設)	m ²	11.2	C-2-35	
ボラードの再配置	本	2	C-2-35	
バリアフリータイプ蓋へ交換(街渠柵蓋)	箇所	4	c-01	
バリアフリータイプ蓋へ交換(縁塊の取り換え)	個	4	c-01	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データにより作成】

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
長津田駅・中山駅・鴨居駅周辺地区
道路特定事業計画

2025年10月

横浜市緑区緑土木事務所
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町876-13
電話：045-981-2100 FAX:045-981-2112

横浜市都筑区都筑土木事務所
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
電話：045-942-0606 FAX:045-942-0809

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎22階
電話：045-671-2731 FAX：045-550-3376